

## 磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
	第1章 総 論	第1章 総 論	
3	<p>(略)</p> <p>第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 指定地方行政機関</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所）</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 応急・復旧</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) 県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付</p>	<p>(略)</p> <p>第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 指定地方行政機関</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所）</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 応急・復旧</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) 県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付（ただし、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う）</p>	「静岡県地域防災計画」の修正を反映
4	<p>(6) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。</p> <p>オ～サ (略)</p> <p>(7) 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部、御前崎海上保安署）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害応急対策</p> <p>(ア) 船艇、航空機等による警報等の伝達</p> <p>(イ)～(キ) (略)</p> <p>(ク) 排出油等の防除等</p> <p>(ケ) 避難指示、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保</p> <p>(コ)～(サ) (略)</p> <p>(シ) 危険物等積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置</p> <p>ウ (略)</p>	<p>(6) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 緊急海上輸送の要請（県内船舶が利用できない場合の他県に対する支援要請を含む）に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。</p> <p>オ～サ (略)</p> <p>(7) 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部、御前崎海上保安署）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害応急対策</p> <p>(ア) 船艇、航空機等による警報等の伝達<b>周知</b></p> <p>(イ)～(キ) (略)</p> <p>(ク) 排出油<b>その他船舶交通の障害となる物の防除等</b></p> <p>(ケ) <b>危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告</b>、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告、水路の検測、応急航路標識の設置等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保</p> <p>(コ)～(サ) (略)</p> <p>(シ) <b>巡視船艇による主要港湾等の被害調査</b></p> <p>ウ (略)</p>	「静岡県地域防災計画」の修正を反映

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
4	<p>(8) 気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台） ア～イ （略）</p> <p>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</p> <p>(9)～(12) （略）</p>	<p>(8) 気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台） ア～イ （略）</p> <p>ウ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市長から通報された時、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行う。 エ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。 オ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。 カ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 キ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 ク 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</p> <p>(9)～(12) （略）</p>	<p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p>
5	<p>6 指定公共機関</p> <p>(1) 日本郵便株式会社（磐田市内の郵便局） ア （略）</p> <p>イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務及び郵便業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。</p> <p>(2) 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ ア～ウ （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) 日本放送協会（静岡放送局浜松支局） 気象予警報、災害情報その他の災害広報</p> <p>(5) 中日本高速道路株式会社（浜松保全・サービスセンター） ア 管轄する道路の建設及び維持管理 イ 災害時の輸送路の確保</p>	<p>6 指定公共機関</p> <p>(1) 日本郵便株式会社（磐田市内の郵便局） ア （略）</p> <p>イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務及び郵便業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。</p> <p>(2) 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ ア～ウ （略）</p> <p>エ 防災関係機関の重要通信の優先確保 オ 被害施設の早期復旧 カ 災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) 日本放送協会（静岡放送局浜松支局） 気象予警報、災害情報その他の有効適切な災害広報</p> <p>(5) 中日本高速道路株式会社（浜松保全・サービスセンター） ア 管轄する道路の建設及び維持管理 イ 交通状況に関する関係機関との情報連絡</p>	<p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p> <p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p> <p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
5	<p>(6) 東海旅客鉄道株式会社</p> <p>ア 鉄道防災施設の整備</p> <p>イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保</p> <p>ウ 災害時の応急輸送対策</p> <p>エ 被災施設の調査及び復旧</p> <p>(7) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社</p> <p>ア 災害対策に必要な物資の輸送確保</p> <p>イ 災害時の応急輸送対策</p> <p>(8) 中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社（磐田営業所、島田電力センター）</p> <p>ア 電力供給施設の防災対策</p>	<p>ウ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施</p> <p>エ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力</p> <p>(6) 東海旅客鉄道株式会社</p> <p>ア 鉄道防災施設の整備</p> <p>イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保</p> <p>ウ 災害時の応急輸送対策</p> <p>エ 災害時における応急救護活動</p> <p>オ 応急復旧用資材等の確保</p> <p>カ 危険地域の駅等の旅客等について、市と協議した避難地への避難、誘導</p> <p>キ 被災施設の調査及び早期復旧</p> <p>(7) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社</p> <p>ア 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行</p> <p>イ 災害時の応急輸送対策</p> <p>(8) 中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社（磐田営業所、島田電力センター）</p> <p>ア 電力供給施設の防災対策</p> <p>イ 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報</p>	<p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p> <p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p>
6	<p>イ 災害時における電力供給の確保</p> <p>ウ 被災施設の調査及び復旧</p> <p>(9) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社</p> <p>重要な通信を確保するために必要な措置の実施</p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p>7 指定地方公共機関</p> <p>(1) 土地改良区（磐田用水東部土地改良区、寺谷用水土地改良区）</p> <p>ア 土地改良施設の防災計画</p> <p>イ 農地たん水の防排除活動</p> <p>ウ 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧</p> <p>(2) サーラエナジー株式会社（浜松供給センター）、一般社団法人静岡県LPガス協会（西部支部磐田地区会）</p>	<p>ウ 災害時における電力供給の確保</p> <p>エ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用したの広報</p> <p>オ 被災施設の調査及び復旧</p> <p>(9) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社</p> <p>重要な通信を確保するために必要な措置の実施</p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p>7 指定地方公共機関</p> <p>(1) 土地改良区（磐田用水東部土地改良区、寺谷用水土地改良区）</p> <p>ア 土地改良施設の防災計画</p> <p>イ 農地たん水の防排除活動（用水の緊急遮断）</p> <p>ウ 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧</p> <p>エ 消防機関が行う消火活動への協力</p> <p>(2) サーラエナジー株式会社（浜松供給センター）</p>	<p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p> <p>指定公共機関の新規指定に伴う修正</p> <p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p> <p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
6	<p>ア ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策 イ 被災施設の調査及び復旧</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 地方鉄道会社（天竜浜名湖鉄道株式会社） (4) 一般社団法人静岡県トラック協会（中遠支部）、一般社団法人静岡県バス協会（遠州鉄道株式会社、秋葉バスサービス株式会社）、商業組合静岡県タクシー協会（西部会竜東支部） (5) 静岡県道路公社（西部管理センター） ア 管轄する道路の建設及び維持管理 イ 災害時の輸送路の確保</p> <p>(6) 民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社）気象予警報、災害情報その他の災害広報</p> <p>(7) 一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会（略） (8) 一般社団法人静岡県警備業協会（略） (9) 公益社団法人静岡県栄養士会（略） (10) 一般社団法人静岡県建設業協会（略） 8～9（略）</p> <p>第4節 磐田市の自然的条件 1 位置</p>	<p>ア ガス供給施設の防災対策 イ 二次災害の発生防止のための緊急遮断 ウ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 エ 必要に応じて代替燃料の供給 オ 災害応急復旧の早期実施</p> <p>(3) 一般社団法人静岡県LPガス協会（西部支部磐田地区会） ア ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策 イ 被災施設の調査及び復旧 ウ 需要家へのガス栓の閉止等の広報 エ 必要に応じた代替燃料の供給の協力</p> <p>(4) 天竜浜名湖鉄道株式会社 (5) 一般社団法人静岡県トラック協会（中遠支部）、一般社団法人静岡県バス協会（遠州鉄道株式会社、秋葉バスサービス株式会社）、商業組合静岡県タクシー協会（西部会竜東支部） (6) 静岡県道路公社（西部管理センター） ア 管轄する道路の建設及び維持管理 イ 交通状況に関する関係防災機関との情報連絡 ウ 緊急輸送路確保のための応急復旧 エ 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力 オ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力</p> <p>(7) 静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社 気象予警報、災害情報その他あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく災害広報</p> <p>(8) 一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会（略） (9) 一般社団法人静岡県警備業協会（略） (10) 公益社団法人静岡県栄養士会（略） (11) 一般社団法人静岡県建設業協会（略） 8～9（略）</p> <p>第4節 磐田市の自然的・社会的条件 1 位置</p>	<p>正を反映</p> <p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p> <p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
8	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 面積、人口、世帯数</p> <p>ア 面積 163.45km<sup>2</sup></p> <p>イ 人口 168,175人 (令和3年12月末現在)</p> <p>ウ 世帯数 69,467世帯 (令和3年12月末現在)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 面積、人口、世帯数</p> <p>ア 面積 163.45km<sup>2</sup></p> <p>イ 人口 167,520人 (令和4年12月末現在)</p> <p>ウ 世帯数 70,303世帯 (令和4年12月末現在)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 社会的条件</p> <p>本市は、太平洋沿岸ベルト地帯に属し、京浜と中京の大工業地帯にはさまれ幾多のすぐれた条件を備えているため、あらゆる面においてかなりのテンポで高度経済成長を遂げてきたが、災害対策上、いくつかの問題があり、これらが災害の起こりやすい条件を助長してきている。</p> <p>また、デジタル技術の発達により、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、津波を含むあらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。</p>	<p>時点修正</p> <p>津波対策の推進に関する法律の改正を踏まえた修正</p>
	<p>第5節 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p>	<p>第5節 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p>	
12	<p>第1節 主旨</p> <p>1 総則</p> <p>(1) 県及び市は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するとともに、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>第1節 主旨</p> <p>1 総則</p> <p>(1) 県及び市は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>防災基本計画に基づく修正</p>
13	<p>第2節 河川災害予防計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 河川の治水対策</p>	<p>第2節 河川災害予防計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 河川の治水対策</p>	

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
13	<p>天竜川水系については、天竜川下流水防連絡会、<b>太田川水系については太田川原野谷川治水水防組合</b>において<b>それぞれに</b>河川の状況を調査把握し、水害危険箇所の整備、水防計画を樹立し、水害発生の防止を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 浸水想定区域の指定と通知</p> <p>(1) 県、国土交通省は、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位を定めその水位に達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、市長に通知するものとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>天竜川水系については、天竜川下流水防連絡会において河川の状況を調査把握し、水害危険箇所の整備、水防計画を樹立し、水害発生の防止を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 浸水想定区域の指定と通知</p> <p>(1) 県、国土交通省は、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位を定めその水位に達した旨の情報を提供する河川として指定した河川、<b>及び洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深等を順次公表し、洪水浸水想定区域として指定するとともに、市長に通知するものとする。</b></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 知事等は、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域を、貯留機能保全区域として指定することができる。</p> <p>(5) 県は、特定都市河川流域のうち、洪水等により住民等に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発・建築行為等の制限をすべき土地の区域について、浸水被害防止区域として指定することができる。</p> <p>5～6 (略)</p> <p>7 連携体制の構築</p> <p>水災については、<b>気候変動による影響を踏まえ</b>、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者等の<b>多様な</b>関係者で、密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>第3節 海岸保全災害防除計画</p> <p>1 (略)</p>	<p>太田川原野谷川治水水防組合の解散に伴う修正</p> <p>令和3年7月の水防法改正に伴う修正</p> <p>防災基本計画に基づく修正</p> <p>防災基本計画に基づく修正</p> <p>防災基本計画に基づく修正</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
16	<p>2 高潮浸水想定区域の指定及び周知等</p> <p>(1) 県は、高潮により相当な損害を生ずるおそれがある海岸を、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく高潮特別警戒水位を定める海岸として指定したときは、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、市長に通知するものとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第4節～第5節 (略)</p> <p>第6節 土砂災害防除計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 土砂災害のソフト対策（土砂災害防止法関連対策）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警戒避難体制</p> <p>ア (略)</p>	<p>2 高潮浸水想定区域の指定及び周知等</p> <p>(1) 県は、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあり水防法に基づく高潮特別警戒水位を定める海岸のほか、高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表し、高潮浸水想定区域として指定するとともに、市長に通知するものとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第4節～第5節 (略)</p> <p>第6節 土砂災害防除計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 土砂災害のソフト対策（土砂災害防止法関連対策）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警戒避難体制</p> <p>ア (略)</p>	<p>令和3年7月の水防法改正に伴う修正</p>
18	<p>イ 市は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(3) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等</p> <p>ア 土砂災害警戒区域内に位置し、磐田市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に遅滞なく報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(4) 情報の収集</p>	<p>イ 市は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(3) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等</p> <p>ア 土砂災害警戒区域内に位置し、磐田市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に遅滞なく報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。報告を受けた市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(4) 情報の収集</p>	<p>名称変更に伴う修正</p> <p>「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の改正(令和3年7月)を踏まえた修正</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
19	<p>ア～ウ（略）</p> <p>エ 市は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布、土砂災害警戒判定メッシュ情報（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。</p> <p>(5)～(6)（略）</p> <p>(7) 警戒又は避難を行うべき基準の設定 警戒又は避難を行うべき基準は、本章第17節「住民の避難誘導体制」及び第3章「災害応急対策計画」第2節「組織計画」によるものとする。 なお、「流木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合」等の異常現象が生じている場合、自主的に警戒避難を行うことを住民に周知する。</p> <p>(8)～(13)（略）</p>	<p>ア～ウ（略）</p> <p>エ 市は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。</p> <p>(5)～(6)（略）</p> <p>(7) 警戒又は避難を行うべき基準の設定 警戒又は避難を行うべき基準は、本章第19節「住民の避難誘導体制」及び第3章「災害応急対策計画」第2節「組織計画」によるものとする。 なお、「流木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合」等の異常現象が生じている場合、自主的に警戒避難を行うことを住民に周知する。</p> <p>(8)～(13)（略）</p>	<p>名称変更に伴う修正</p> <p>誤記の修正</p>
20	<p>第7節 山地災害防除計画</p> <p>1 山地災害対策</p> <p>地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所を「山地災害危険地区」として県が設定し、県民に情報提供している。 なお、本市における山地災害危険地区は、資料8-07&lt;山地災害危険地区一覧表&gt;のとおりである。</p> <p>2～3（略）</p> <p>第8節～第10節（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第7節 山地災害防除計画</p> <p>1 山地災害対策</p> <p>(1) 地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所を「山地災害危険地区」として県が設定し、県民に情報提供している。 なお、本市における山地災害危険地区は、資料8-07&lt;山地災害危険地区一覧表&gt;のとおりである。</p> <p>(2) 市は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。</p> <p>2～3（略）</p> <p>第8節～第10節（略）</p> <p>第11節 盛土災害防除計画</p> <p>1 市は、盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及</p>	<p>防災基本計画に基づく修正</p> <p>防災基本計画に基づく修正</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
23	<p>第1.1節 通信施設等整備計画（略）</p> <p>第1.2節 防災資機材等整備計画</p> <p>1 主旨</p> <p>この計画は、磐田市が保有する災害応急対策に必要な防災資機材を整備する計画を明らかにし、災害時にその機能を有効適切に発揮できるようにするため、常時におけるこれらの点検整備についての計画も併せて明らかにするものである。</p> <p>2 水防に必要な防災資機材</p> <p>市内の水防を十分に果たすため、水防に必要な防災資機材を備蓄しておくものとする。その基本は、静岡県水防計画書に定めた「水防倉庫に備蓄する資器材の基準」によるものとし、太田川原野谷川治水水防組合水防計画に定めたものについてはその数量とする。</p> <p>点検は毎年出水期前に行い、水防活動により備蓄数量が減少した場合においては速やかに補充整備を行うものとする。現有の水防施設、資機材は資料10-11&lt;水防倉庫及び水防用資器材備蓄状況一覧表&gt;のとおりである。</p> <p>3～5（略）</p>	<p>ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。</p> <p>2 市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに是正のための行政指導や行政処分を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p> <p>3 県は、不適正な盛土事案の課題解決を図るため、副知事を座長とした部局横断組織である「静岡県盛土等対策会議」を設置する。その下部組織として、現場レベルの地域部会を置き、県と市等の関係機関が連携し、的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行うものとする。</p> <p>第1.2節 通信施設等整備計画（略）</p> <p>第1.3節 防災資機材等整備計画</p> <p>1 主旨</p> <p>この計画は、磐田市が保有する災害応急対策に必要な防災資機材を整備する計画を明らかにし、災害時にその機能を有効適切に発揮できるようにするため、常時におけるこれらの点検整備についての計画も併せて明らかにするものである。</p> <p>消防団をはじめ応急対策活動に従事するものの装備のため、次に掲げる資機材の整備を図る。また、市は、資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。</p> <p>2 水防に必要な防災資機材</p> <p>市内の水防を十分に果たすため、水防に必要な防災資機材を備蓄しておくものとする。その基本は、静岡県水防計画書に定めた「水防倉庫に備蓄する資器材の基準」によるものとする。</p> <p>点検は毎年出水期前に行い、水防活動により備蓄数量が減少した場合においては速やかに補充整備を行うものとする。現有の水防施設、資機材は資料10-11&lt;水防倉庫及び水防用資器材備蓄状況一覧表&gt;のとおりである。</p> <p>3～5（略）</p>	<p>防災基本計画に基づく修正</p> <p>太田川原野谷川治水水防組合の解散に伴う修正</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
28	<p>第13節 火災予防計画（略）</p> <p>第14節 危険物災害予防計画（略）</p> <p>第15節 ガス災害予防計画（略）</p> <p>第16節 道路鉄道等災害防止計画（略）</p> <p>第17節 防災知識の普及計画（一般）</p> <p>1 主旨（略）</p> <p>2 普及の方法</p> <p>(1) 学校教育、社会教育を通じての普及  災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて、防災教育の徹底を図る。<b>住んでいる地域の特徴・災害リスクや過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。</b></p> <p>(2)～(3)（略）</p>	<p>第14節 火災予防計画（略）</p> <p>第15節 危険物災害予防計画（略）</p> <p>第16節 ガス災害予防計画（略）</p> <p>第17節 道路鉄道等災害防止計画（略）</p> <p>第18節 防災知識の普及計画（一般）</p> <p>1 主旨（略）</p> <p>2 普及の方法</p> <p>(1) 学校教育、社会教育を通じての普及  災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて、防災教育の徹底を図る。  <b>また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</b></p> <p>(2)～(3)（略）</p>	<p>防災基本計画に基づく修正</p>
29	<p>(4) 県ホームページ、アプリ「静岡県防災」による普及  市民等に対し、静岡県ホームページや静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」を通じ、ハザードマップの確認、防災知識の習得や避難トレーニングなど災害から命を守るための知識の普及を図る。</p> <p>(5)（略）</p> <p>3～5（略）</p> <p>第18節 住民の避難誘導體制</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 避難所の指定、整備</p> <p>(1) 避難所の指定  ア（略）</p>	<p>(4) 県ホームページ、アプリ「静岡県防災」による普及  <b>市は、当該アプリに搭載した機能を活用し、自主防災組織毎の状況を把握及び理解するとともに、自主防災組織の役員が自らの組織の状況を評価し改善できるようにするなど、地域防災力の向上に努め、市民等に対し、静岡県ホームページや静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」を通じ、ハザードマップの確認、防災知識の習得や避難トレーニングなど災害から命を守るための知識の普及を図る。</b></p> <p>(5)（略）</p> <p>3～5（略）</p> <p>第19節 住民の避難誘導體制</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 避難所の指定、整備</p> <p>(1) 避難所の指定  ア（略）</p>	<p>表現の修正</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
31	<p>イ 市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。</p> <p>ウ （略）</p> <p>エ 市は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。特に、良好な生活環境確保のためにはトイレ(衛生)、キッチン(食事)、睡眠(ベッド)に関する環境の向上が重要であることから、市はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。また、県及び市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。</p> <p>オ （略）</p> <p>(2) 2次的避難所の整備</p> <p>ア 福祉避難所</p>	<p>イ 市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。</p> <p>ウ （略）</p> <p>エ 市は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。特に、良好な生活環境確保のためにはトイレ(衛生)、キッチン(食事)、睡眠(ベッド)に関する環境の向上が重要であることから、市はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。また、<b>停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</b>なお、県及び市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。</p> <p>オ （略）</p> <p>(2) 2次的避難所の整備</p> <p>ア 福祉避難所</p>	<p>防災基本計画に基づく修正</p> <p>防災基本計画に基づく修正</p>
31	<p>(ア) 市は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知するものとする。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、市は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所</p>	<p>(ア) 市は、一般の避難所では生活することが困難な<b>障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の</b>要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知するものとする。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、市は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計</p>	<p>防災基本計画に基づく修正</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
32	<p>で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するよう努めるものとする。</p> <p>(イ)～(エ) (略)</p> <p>(オ) 市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>画の策定に当たり、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するよう努めるものとする。</p> <p>(イ)～(エ) (略)</p> <p>(オ) 市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。<b>特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</b></p> <p>イ (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>防災基本計画に基づく修正</p>
33	<p>6 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発</p> <p>(1) 市が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、「避難」とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人は避難する必要がないことを強く啓発するものとする。</p> <p>(2) 避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難地、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（立退き避難・水平避難）を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、避難地等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。</p>	<p>6 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発</p> <p>(1) 市が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、市から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発するものとする。周知啓発に資するため、市は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。</p> <p>(2) 避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難地、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（立退き避難・水平避難）を基本とする。ただし、「避難」とは「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により「屋内安全確保」を行う。また、避難時の周囲の状況等により、避難地等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行う。</p>	<p>関係機関からの意見の反映</p>
33	<p>(3) 住民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。</p>	<p>(3) 住民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら<b>氾濫危険情報</b>などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。</p> <p>(4) 市は、河川氾濫、土砂災害、地震・津波等の災害リスクごとに「いつ」、「どこへ」避難するかをあらかじめ整理し記載する「わたしの避難計画」を、河川氾濫に係る避難行動計画(マイ・タイムライン)の作成と並行して推進し、住民の早期避難意識の醸成を図る。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>静岡県で実施している施策の反映</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
36	<p>第19節 避難情報の事前準備計画（略）</p> <p>第20節 避難誘導體制の整備計画（略）</p> <p>第21節 防災知識の普及計画（風水害）（略）</p> <p>第22節 防災のための調査研究（略）</p> <p>第23節 防災訓練</p> <p>1 主旨</p> <p>市における災害対策本部の運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立及び市民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。</p> <p>また、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。</p> <p>2 総合防災訓練の実施</p> <p>(1)～(12)（略）</p> <p>(新設)</p> <p>3 磐田市災害対策本部・支部要員訓練の実施</p> <p>4 非常通信訓練</p> <p>5 防災訓練のための交通の禁止又は制限</p> <p>6 防災訓練実施後の評価等</p>	<p>第20節 避難情報の事前準備計画（略）</p> <p>第21節 避難誘導體制の整備計画（略）</p> <p>第22節 防災知識の普及計画（風水害）（略）</p> <p>第23節 防災のための調査研究（略）</p> <p>第24節 防災訓練</p> <p>1 主旨</p> <p>市における災害対策本部の運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立及び市民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。</p> <p>また、<b>県、市等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。なお、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。</b></p> <p>2 総合防災訓練の実施</p> <p>(1)～(12)（略）</p> <p>3 救助・救急関係機関の連携</p> <p>市及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、救助・救急関係省庁とともに「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</p> <p>4 磐田市災害対策本部・支部要員訓練の実施</p> <p>5 非常通信訓練</p> <p>6 防災訓練のための交通の禁止又は制限</p> <p>7 防災訓練実施後の評価等</p>	<p>防災基本計画に基づく修正</p> <p>防災基本計画に基づく修正</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
37	<p>第24節 自主防災会の育成</p> <p>1 主旨</p> <p>地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、警察等関係機関の防災活動（公助）が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。</p> <p>特に、広域被災が予想される<b>東海地震</b>等に際しては、国、県、市町をはじめ防災関係機関が総力を挙げて対策を講じなければならないが、発災初期においては公助が地域の末端まで行き届かないおそれが強く、これに対処するためには、地域住民の自主的な防災活動（自助・共助）が必要であり、この活動をより効果的に行うには組織的に行うことが不可欠である。</p> <p>また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。</p> <p>したがって、東海地震等のみならず風水害等に対しても、地域の実情に応じ、住民の協働による自主的な防災組織の育成を積極的に推進する。</p>	<p>第25節 自主防災会の育成</p> <p>1 主旨</p> <p>地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、警察等関係機関の防災活動（公助）が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。</p> <p>特に、広域被災が予想される<b>南海トラフ地震</b>等に際しては、国、県、市町をはじめ防災関係機関が総力を挙げて対策を講じなければならないが、発災初期においては公助が地域の末端まで行き届かないおそれが強く、これに対処するためには、地域住民の自主的な防災活動（自助・共助）が必要であり、<b>また、この活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。</b> 当面、南海トラフ地震等の対策を主眼に<b>地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。</b> また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。</p>	<p>東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p>
38	<p>2 自主防災会の概要</p> <p>(1) 組織</p> <p>自治会等を活用し、防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、女性の責任者又は副責任者等を置くなど女性の参画の促進に努めるものとする。</p> <p>(2) 編成</p> <p>本部組織として、消火班、救出・救助班、情報班、避難誘導班、生活班等を置き必要に応じて小単位の下部組織を置く。</p> <p>(3) 活動内容</p> <p>ア 平常時の活動</p> <p>防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、自動車へのこまめな満タン給油、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成等を行う。</p> <p>また、市の「避難所運営マニュアル」や県の「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」等を参考に、市及び施設管理者と協力して避難所ごとのルー</p>	<p>2 自主防災会の概要</p> <p>(1) 組織</p> <p>自治会等を活用し、防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、<b>市は、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の3割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等に努めるものとする。</b></p> <p>(2) 編成</p> <p>本部組織として、消火班、救出・救助班、情報班、避難誘導班、生活班等を置き必要に応じて小単位の下部組織を置く。<b>併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる防災委員を置く。</b></p> <p>(3) 活動内容</p> <p>ア 平常時の活動</p> <p>防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、自動車へのこまめな満タン給油、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成、<b>各種台帳の整備・点検</b>等を行う。</p> <p>また、市の「避難所運営マニュアル」や県の「避難生活の手引き」、「避難所</p>	<p>最近の防災に関する施策の進展を踏まえた修正</p> <p>各種台帳の整備や見直し点検などが必要であるため</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
42	<p>ルやマニュアル等の運営体制を整備する。</p> <p>イ (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第25節 事業所等の自主的な防災活動 (略)</p> <p>第26節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 (略)</p> <p>第27節 ボランティア活動に関する計画 (略)</p> <p>第28節 要配慮者支援計画 (略)</p> <p>第29節 救助・救急活動に関する計画 (略)</p> <p>第30節 応急住宅 1～2 (略) (新設)</p> <p>第31節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画 1 市 (略) 2 重要施設の管理者</p>	<p>運営マニュアル」等を参考に、市及び施設管理者と協力して避難所ごとのルールやマニュアル等の運営体制を整備する。</p> <p>イ (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第26節 事業所等の自主的な防災活動 (略)</p> <p>第27節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 (略)</p> <p>第28節 ボランティア活動に関する計画 (略)</p> <p>第29節 要配慮者支援計画 (略)</p> <p>第30節 救助・救急活動に関する計画 (略)</p> <p>第31節 応急住宅宅・災害廃棄物処理 1～2 (略)</p> <p>3 災害廃棄物処理</p> <p>(1) 市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</p> <p>(2) 市は、国とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。</p> <p>第32節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画 1 市 (略) 2 重要施設の管理者</p>	<p>防災基本計画に基づく修正</p>
43	<p>(1) 重要施設の管理者その他の災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、<b>安全な位置</b>に代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行うよう努めるものとする。</p> <p>特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧でき</p>	<p>(1) 重要施設の管理者その他の災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、<b>再生可能エネルギー等</b>の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等を<b>安全な位置</b>に整備し、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行うよう努めるものとする。</p> <p>特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧でき</p>	<p>防災基本計画に基づく修正</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
45	<p>るよう体制等を強化することとする。                      (2)～(5) (略)                      3 (略)</p> <p>第3 2 節 被災者生活再建支援に関する計画 (略)</p> <p>第3 3 節 市の業務継続に関する計画 (略)</p> <p>第3 4 節 複合災害対策及び連続災害対策 (略)</p> <p>第3 5 節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備 (略)</p> <p>第3 6 節 災害に強いまちづくり                      1～3 (略)                      (新設)</p> <p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1 節～第2 節 (略)</p> <p>第3 節 動員計画                      1～2 (略)                      3 実施方法                      (1) (略)                      (2) 市職員の応援                      ア 市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に</p>	<p>るよう体制等を強化することとする。                      (2)～(5) (略)                      3 (略)</p> <p>第3 3 節 被災者生活再建支援に関する計画 (略)</p> <p>第3 4 節 市の業務継続に関する計画 (略)</p> <p>第3 5 節 複合災害対策及び連続災害対策 (略)</p> <p>第3 6 節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備 (略)</p> <p>第3 7 節 災害に強いまちづくり                      1～3 (略)</p> <p>4 県及び市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占有の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1 節～第2 節 (略)</p> <p>第3 節 動員計画                      1～2 (略)                      3 実施方法                      (1) (略)                      (2) 市職員の応援                      ア 市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備</p>	<p>防災基本計画に基づく修正</p>
52			

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
	<p>努めるものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3)～(9) (略)</p>	<p>に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>(10) 磐田市</p> <p>ア 知事等に対する応援要請等</p> <p>市長は、当該市町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>(ア) 応援を必要とする理由</p> <p>(イ) 応援を必要とする人員、資機材等</p> <p>(ウ) 応援を必要とする場所</p> <p>(エ) 応援を必要とする期間</p> <p>(オ) その他応援に関し必要な事項</p> <p>イ 他の市町長に対する応援要請</p> <p>(ア) 市長は、市の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求めるものとする。なお、他の市町長等への応援の要請に関し必要な事項は、第33節「相互応援協力計画」の定めるところによる。</p> <p>(イ) 「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。この場合応援を求められた市長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。</p> <p>ウ 県から市に対する応援</p> <p>(ア) 知事は、市から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の協力をする。</p> <p>(イ) 知事は市の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市長に対し次の事項を示して市の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。</p> <p>a 応援を必要とする理由</p>	<p>防災基本計画に基づく修正</p> <p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
53	<p>(10) 関係機関等への協力要請  災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり、当該機関の応援のみでは不足する場合に次のとおり応援要請等を行うことができる。  ア 指定地方行政機関の長に対して行う派遣要請（略）  イ 知事等に対する応援の要請等  次の事項を明らかにしたうえ応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。  (ア) 応援を必要とする理由  (イ) 応援を必要とする人員、資機材等  (ウ) 派遣を必要とする場所  (エ) 派遣を必要とする期間  (オ) その他応援に対して必要な事項</p>	<p>b 応援を必要とする人員、装備、資機材等  c 応援を必要とする場所  d 応援を必要とする期間  e その他応援に関し必要な事項  (11) 関係機関等への協力要請  災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり、当該機関の応援のみでは不足する場合に次のとおり応援要請等を行うことができる。  ア 指定地方行政機関の長に対して行う派遣要請（略）  (削除) 同節3(10)アに記載するため削除</p>	
54	<p>ウ 他の市町村等に対する応援の要求  他の市町村長等とあらかじめ締結した災害時の応援に関する協定（消防相互応援協定を除く。）に基づき、応援を要請する。なお、他の市町村長等への応援の要請に関し必要な事項は、第33節「相互応援協力計画」の定めるところによる。</p> <p>(11) 受入体制の確立（略）</p>	<p>(削除) 同節3(10)イに記載するため削除</p> <p>(12) 受入体制の確立（略）</p>	
	<p>第4節 通信情報計画  1 （略）  2 気象、地象及び水象に関する情報の収集、伝達、周知  (1) 市は、気象、地象及び水象に関する情報について関係機関から積極的に収集するとともに必要に応じ同報系防災行政無線、いわたホッとライン、広報車等により住民に周知するものとし、可能な限り要配慮者に配慮した情報の伝達に努めるものとする。  (2)～(4) （略）  3～7 （略）  8 異常現象発見の通報</p>	<p>第4節 通信情報計画  1  2 気象、地象及び水象に関する情報の収集、伝達、周知  (1) 市は、気象、地象及び水象に関する情報について関係機関から積極的に収集するとともに必要に応じ同報系防災行政無線、いわたホッとメール、広報車等により住民に周知するものとし、可能な限り要配慮者に配慮した情報の伝達に努めるものとする。  (2)～(4) （略）  3～7 （略）  8 異常現象発見の通報</p>	<p>名称変更による修正</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
57	<p>(1) 災害の発生するおそれがある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹等、噴火現象、火山性異常現象、頻発地震、異常潮位、異常波浪等）を発見した者は、その概況を遅滞なく市又は磐田警察署に通報するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>第5節 災害広報計画</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 広報実施方法</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(1) 災害の発生するおそれがある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹等、噴火現象、火山性異常現象、頻発地震、異常潮位、異常波浪等）を発見した者は、その概況を遅滞なく市又は磐田警察署に通報するものとする。<b>また、火山噴火や竜巻等を発見した通報を受けた市は、気象庁（0570-015-024）へ通報するものとする。</b></p> <p>(2) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>第5節 災害広報計画</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 広報実施方法</p> <p>(1) (略)</p>	<p>災害対策基本法第54条第4項に基づき修正</p>
59	<p>(2) 視聴覚媒体</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ いわたホッと<b>ライン</b></p> <p>オ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 被災者の安否に関する情報の提供等</p> <p>市は、安否情報システム（消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システムをいう。）等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努めるものとする。</p> <p>7 (略)</p> <p>第6節 災害救助法の適用計画 (略)</p> <p>第7節 避難救出計画</p> <p>1 主旨</p> <p>災害から住民の安全を確保するため、市長は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。</p>	<p>(2) 視聴覚媒体</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ いわたホッと<b>メール</b></p> <p>オ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 被災者の安否に関する情報の提供等</p> <p>市は、安否情報システム（消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システムをいう。）等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努めるものとする。 <b>また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県及び警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行う。</b></p> <p>7 (略)</p> <p>第6節 災害救助法の適用計画 (略)</p> <p>第7節 避難救出計画</p> <p>1 主旨</p> <p>災害から住民の安全を確保するため、市長は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。</p>	<p>名称の変更による修正</p> <p>災害時における安否不明者の氏名等の公表について(方針)」等による修正</p>
61	<p>1 主旨</p> <p>災害から住民の安全を確保するため、市長は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。</p>	<p>1 主旨</p> <p>災害から住民の安全を確保するため、市長は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。</p>	

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨																
62	<p>その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。</p> <p>住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。</p> <p>2 避難誘導</p> <p>(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令</p> <p>市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。</p> <p>①避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動</p> <table border="1" data-bbox="188 1193 1039 1409"> <tr> <td>警戒レベル</td> <td>行動を住民等に促す情報</td> <td>住民自ら行動をとる際の判断を参考となる情報（警戒レベル相当情報）</td> <td>住民等が取べき行動</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル</td> <td>早期注意情報</td> <td></td> <td>・防災気象情報等の最</td> </tr> </table>	警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民自ら行動をとる際の判断を参考となる情報（警戒レベル相当情報）	住民等が取べき行動	警戒レベル	早期注意情報		・防災気象情報等の最	<p>その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。</p> <p>地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、県及び市は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。</p> <p>住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。なお、地震災害発生時においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。</p> <p>2 避難誘導</p> <p>(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令</p> <p>市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。また、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</p> <p>①避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動</p> <table border="1" data-bbox="1128 1193 1980 1409"> <tr> <td>警戒レベル</td> <td>行動を住民等に促す情報</td> <td>住民自ら行動をとる際の判断を参考となる情報（警戒レベル相当情報）</td> <td>住民等が取べき行動</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル</td> <td>早期注意情報</td> <td></td> <td>・防災気象情報等の最</td> </tr> </table>	警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民自ら行動をとる際の判断を参考となる情報（警戒レベル相当情報）	住民等が取べき行動	警戒レベル	早期注意情報		・防災気象情報等の最	<p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p> <p>防災基本計画に基づく修正</p>
警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民自ら行動をとる際の判断を参考となる情報（警戒レベル相当情報）	住民等が取べき行動																
警戒レベル	早期注意情報		・防災気象情報等の最																
警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民自ら行動をとる際の判断を参考となる情報（警戒レベル相当情報）	住民等が取べき行動																
警戒レベル	早期注意情報		・防災気象情報等の最																

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行				修 正 案				修正要旨
	1	(警報級の可能性) (気象庁が発表) ※1		新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	1	(警報級の可能性) (気象庁が発表) ※1		新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	名称変更に伴う修正
警戒レベル 2	大雨注意報・洪水注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫注意情報</li> <li>・洪水警報の危険度分布 (注意)</li> <li>・大雨警報(土砂災害)の危険度分布 (注意)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。</li> </ul>	警戒レベル 2	大雨注意報・洪水注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫注意情報</li> <li>・洪水キキクル (洪水警報の危険度分布) (注意)</li> <li>・土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布) (注意)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。</li> </ul>		
警戒レベル 3	高齢者等避難(市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫警戒情報</li> <li>・洪水警報</li> <li>・洪水警報の危険度分布 (警戒)</li> <li>・大雨警報 (土砂災害)</li> <li>・大雨警報(土砂災害)の危険度分布 (警戒)</li> <li>・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報※2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険な場所から高齢者等の避難</li> <li>・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。</li> <li>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望</li> </ul>	警戒レベル 3	高齢者等避難(市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫警戒情報</li> <li>・洪水警報</li> <li>・洪水キキクル (洪水警報の危険度分布) (警戒)</li> <li>・大雨警報 (土砂災害)</li> <li>・土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布) (警戒)</li> <li>・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報※2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険な場所から高齢者等の避難</li> <li>・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。</li> <li>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望</li> </ul>		

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行				修 正 案				修正要旨								
63	警戒レベル 4	避難指示 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険情報</li> <li>・ 洪水警報の危険度分布(非常に危険)</li> <li>・ 土砂災害警戒情報</li> <li>・ 大雨警報(土砂災害)の危険度分布(非常に危険)</li> <li>・ 大雨警報(土砂災害)の危険度分布(極めて危険)</li> <li>・ 高潮特別警報※3</li> <li>・ 高潮警報※3</li> </ul>	ましい。	警戒レベル 5	緊急安全確保 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫発生情報</li> <li>・ (大雨特別警報(浸水害))※4</li> <li>・ (大雨特別警報(土砂災害))※4</li> <li>・ 高潮氾濫発生情報※5</li> </ul>	命の危険 直ちに安全確保 ・ 避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。		警戒レベル 4	避難指示 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険情報</li> <li>・ 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(非常に危険)</li> <li>・ 土砂災害警戒情報</li> <li>・ 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(非常に危険)</li> <li>・ 高潮特別警報※3</li> <li>・ 高潮警報※3</li> </ul>	ましい。	警戒レベル 5	緊急安全確保 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫発生情報</li> <li>・ (大雨特別警報(浸水害))※4</li> <li>・ (大雨特別警報(土砂災害))※4</li> <li>・ 高潮氾濫発生情報※5</li> </ul>	命の危険 直ちに安全確保 ・ 避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。
	注1～注3 (略)				注1～注3 (略)												

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
63	<p>注4 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。</p> <p>注5～注6 （略）</p>	<p>注4 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。</p> <p>注5～注6 （略）</p>	<p>名称の変更に伴う修正</p>
64	<p>注7 ※3の高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮特別警報として発表されるため、両方が警戒レベル4相当情報に位置付けられている。</p> <p>注8～注9 （略）</p> <p>② （略）</p> <p>(2)～(4) （略）</p>	<p>注7 ※3の高潮警報は、台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され、危険な場所からの避難が必要とされるため、また、高潮特別警報は、台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表されるため、両方が警戒レベル4相当情報に位置付けられている。</p> <p>注8～注9 （略）</p> <p>② （略）</p> <p>(2)～(4) （略）</p>	<p>「高潮特別警報」の定義の変更に伴う修正</p>
66	<p>3 被災者の救助</p> <p>(1) 救助の実施</p> <p>市長は、救助を要する住民があるときは、直ちに救助隊を編成し、できる限り救助活動を実施する。</p> <p>(2) 住民等による救助の呼びかけ</p> <p>市長は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。</p> <p>(3) 空からの救助</p> <p>重症者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できな人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分に検討し、事前に樹立しておく。</p> <p>(4) 救助用資材の整備</p> <p>平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分に検討し、準備を整えておく。</p>	<p>3 被災者の救助</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。</p> <p>イ 県、県警察及び自衛隊は、市長が行う救出活動に協力する。</p> <p>ウ 県及び市は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。</p> <p>エ 県は救出活動に関する応援について市町間の総合調整を行う。</p> <p>オ 市は、当該市町の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。</p> <p>カ 自主防災組織、事業所等及び県民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。</p> <p>キ 自衛隊の救出活動は「第28節 自衛隊派遣要請要求計画」の定めるところにより行う。</p> <p>ク 救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</p> <p>(2) 実施主体と実施内容</p> <p>ア 磐田市</p> <p>(ア) 平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分に検討し、準備を整えておく。</p> <p>(イ) 職員を動員し負傷者等を救出する。</p>	<p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
		<p>(ウ) 市長は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。</p> <p>(エ) 重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。</p> <p>(オ) 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。</p> <p>    a 応援を必要とする理由</p> <p>    b 応援を必要とする人員、資機材等</p> <p>    c 応援を必要とする場所</p> <p>    d 応援を必要とする期間</p> <p>    e その他周囲の状況等応援に関する必要事項</p> <p>イ 自主防災組織、事業所等</p> <p>    自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。</p> <p>(ア) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。</p> <p>(イ) 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。</p> <p>(ウ) 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。</p> <p>(エ) 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。</p> <p>(オ) 救出活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。</p> <p>(3) 避難地への市職員等の配置</p> <p>    市が設定した避難地及び広域避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員（消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。</p> <p>(4) 地震災害発生時における避難方法</p> <p>    災害の状況により異なるが原則として次により避難する。要避難地区で避難を要する場合</p> <p>    ア 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域</p> <p>        (ア) 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は</p>	

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
68	<p>4 避難所の開設・運営等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所の管理・運営</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難所の管理、運営の留意点</p> <p>(ア)～(ク) (略)</p> <p>(フ) 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を行うこと</p>	<p>協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。</p> <p>(イ) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。</p> <p>(ウ) 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により一次避難地又は広域避難地へ避難する。</p> <p>(エ) 一次避難地へ避難した住民等は、当該一次避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て広域避難地へ避難する。</p> <p>イ 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。</p> <p>(5) 幹線避難路の確保</p> <p>市は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。</p> <p>(6) 避難地における業務</p> <p>ア 要請等により避難地に配置された市職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。</p> <p>(ア) 火災等の危険の状況に関する情報の収集</p> <p>(イ) 地震等に関する情報の伝達</p> <p>(ウ) 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）</p> <p>(エ) 必要な応急救護</p> <p>(オ) 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動</p> <p>イ 市が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。</p> <p>4 避難所の開設・運営等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所の管理・運営</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難所の管理、運営の留意点</p> <p>(ア)～(ク) (略)</p> <p>(フ) 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと</p>	<p>防災基本計画に基づく修正</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
73	<p>(ツ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>5～9 (略)</p> <p>第8節 (略)</p> <p>第9節 食料供給計画</p> <p>1 主旨</p> <p>この計画は、災害により日常の食事に支障がある被災者に対して必要な食料品を確保し、支給するため災害救助法に基づいて行う実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置することを目的とする。</p> <p>なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(ツ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>5～9 (略)</p> <p>第8節 (略)</p> <p>第9節 食料供給計画</p> <p>1 主旨</p> <p>この計画は、災害により日常の食事に支障がある被災者に対して必要な食料品を確保し、支給するため災害救助法に基づいて行う実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置することを目的とする。</p> <p>なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント（情報の評価・分析）の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。</p> <p>2 実施主体と実施内容</p> <p>(1) 応急食料の 確保計画量</p> <p>市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。</p> <p>大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。</p> <p>(2) 磐田市</p> <p>ア 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して応急食料を配分する。</p> <p>イ 応急食料の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した食料保有者とする。これによって調達できないときは、他の食料保有者から調達する。市長は、応急食料の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を確認した上で県に調達、又はあつせんを要請する。</p> <p>(ア) 調達又はあつせんを必要とする理由</p> <p>(イ) 必要な食料の品目及び数量</p> <p>(ウ) 引き渡しを受ける場所及び引受責任者</p> <p>(エ) 連絡課及び連絡責任者</p> <p>(オ) 荷役作業員の派遣の必要の有無</p> <p>(カ) 経費負担区分</p> <p>(キ) その他参考となる事項</p>	<p>防災基本計画に基づく修正</p> <p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
73	<p>2 災害救助法に基づく実施事項</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 対象経費</p> <p>ア 主食費</p> <p>イ 米穀小売業者及び農林水産省生産局等から購入した米穀の購入費</p> <p>ロ～(ウ) (略)</p> <p>エ～エ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p>ウ 応急食料の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。</p> <p>エ 避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。</p> <p>(3) 市民及び自主防災会組織</p> <p>ア 応急食料は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市県民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。</p> <p>イ 自主防災組織は市が行う応急食料の配分に協力する。</p> <p>ウ 自主防災組織は必要により炊き出しを行う。</p>	組織編制に伴う修正
74	<p>3 応急食料調達給与方法 (略)</p> <p>4 知事への要請事項</p> <p>市長は、応急食料の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で知事に調達あっせんを要請するものとする。</p> <p>(1) 調達あっせんを必要とする理由</p> <p>(2) 必要食料品目</p> <p>(3) 必要数量</p> <p>(4) 引渡しを受ける場所及び引受責任者</p> <p>(5) 連絡課及び連絡責任者</p> <p>(6) 荷役作業員の有無</p> <p>(7) その他参考となる事項</p> <p>5 交通、通信が途絶して市長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置</p>	<p>4 応急食料調達給与方法 (略)</p> <p>(削除) 同節2(2)イに記載するため削除</p> <p>5 交通、通信が途絶して市長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置</p>	
75	<p>第10節 衣料、生活必需品その他の物資供給計画</p> <p>1 主旨</p>	<p>第10節 衣料、生活必需品その他の物資及び燃料供給計画</p> <p>1 主旨</p>	「静岡県地域防災計画」の修

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
	<p>この計画は、災害により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手することができない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を確保するため災害救助法に基づいて行う実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置することを目的とする。</p> <p>なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>この計画は、災害により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手することができない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品<del>その他の物資</del>(以下この節において「物資」という。)及び燃料等を確保するため市の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置することを目的とする。</p> <p>なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p> <p>2 実施主体と実施内容</p> <p>(1) 物資の確保計画量</p> <p>市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。</p> <p>大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。</p> <p>(2) 磐田市</p> <p>ア 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して物資を配分する。</p> <p>イ 物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。市長は、物資の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を確認した上で県に調達、又はあつせんを要請する。</p> <p>(ア) 調達又はあつせんを必要とする理由</p> <p>(イ) 必要な物資の品目及び数量</p> <p>(ウ) 引き渡しを受ける場所及び引受責任者</p> <p>(エ) 連絡課及び連絡責任者</p> <p>(オ) 荷役作業員の派遣の必要の有無</p> <p>(カ) 経費負担区分</p> <p>(キ) その他参考となる事項</p> <p>ウ 物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。</p> <p>エ 市は、炊き出しに必要な LP ガス及び器具等の支給又はあつせんを行う。</p> <p>オ 市長は、炊き出しに必要な LP ガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあつせんを要請する。</p> <p>(ア) 必要な LP ガスの量</p> <p>(イ) 必要な器具の種類及び個数</p> <p>(3) 市民及び自主防災組織</p> <p>ア 物資は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに県民相互の助け合いによって可能</p>	<p>正を反映</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
76	<p>2 災害救助法に基づく実施事項（略）</p> <p>3 衣料、生活必需品等の給与又は貸与の方法（略）</p> <p>4 知事への要請事項</p> <p>市長は、衣料、生活必需品等の調達が不可能又は困難な場合には、次の事項を明らかにした上で知事に調達あっせんを要請するものとする。</p> <p>(1) 必要品目</p> <p>(2) 必要数量</p> <p>(3) 引渡し場所及び受取責任者</p> <p>(4) 連絡課及び連絡責任者</p> <p>(5) 荷役作業員の有無</p> <p>(6) 経費負担区分</p> <p>(7) その他参考となる事項</p> <p>第11節 給水計画</p> <p>1 主旨</p> <p>この計画は、災害により現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するため、市の実施事項を定め、給水に支障のないように措置することを目的とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。</p> <p>イ 自主防災組織は市町が行う物資の配分に協力する。</p> <p>ウ 地域内のLPガス販売業者等の協力を得て、使用可能なLPガス、及び器具等を確保するものとする。</p> <p>(4) 日本赤十字 社静岡県支部</p> <p>日本赤十字社静岡県支部が備蓄している非常災害用救援物資を被災者のニーズに応じて、速やかに市を通じ被災者に配分する。</p> <p>3 災害救助法に基づく実施事項（略）</p> <p>4 衣料、生活必需品等の給与又は貸与の方法（略）</p> <p>(削除) 同節2(2)イに記載するため削除</p> <p>第11節 給水計画</p> <p>1 主旨</p> <p>この計画は、災害により現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するため、市、<b>市民及び自主防災組織</b>の実施事項を定め、給水に支障のないように措置することを目的とする。</p> <p>2 実施主体と実施内容</p> <p>(1) 磐田市</p> <p>ア 飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。その際、高齢者等または傾斜地などで給水場所までの飲料水の運搬作業が困難な地域の住民にも配慮するよう努めるものとする。</p> <p>イ 市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を確認した上で、知事に調達のあっせんを要請する。</p>	<p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p> <p>関係機関からの意見の反映</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
77	<p>2 災害救助法に基づく実施事項（略）</p> <p>3 給水実施方法（略）</p> <p>第12節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p> <p>1 主旨</p> <p>この計画は、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対して<b>簡単な住宅を仮設し</b>、また、災害のため被害を受けた住家に対し、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修して居住の安</p>	<p>(ア) 給水を必要とする人員</p> <p>(イ) 給水を必要とする期間及び給水量</p> <p>(ウ) 給水する場所</p> <p>(エ) 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量</p> <p>(オ) 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数</p> <p>(カ) その他必要事項</p> <p>ウ 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。</p> <p>エ 地震発生後約8日以内を目途に仮設共用栓等を設置し、最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。</p> <p>(ア) 飲料水の供給を受ける者 災害のため現に飲料水を得ることができない者</p> <p>(イ) 飲料水の供給量 大人1人1日最小限おおむね3リットル</p> <p>(ウ) 飲料水の供給期限 災害発生の日から7日以内 ただし内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。</p> <p>(2) 市民及び自主防災組織</p> <p>ア 地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。</p> <p>イ 地震発生後4日目から7日目までは、自主防災組織による給水及び市の応急給水により飲料水を確保する。</p> <p>ウ 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。</p> <p>エ 市の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。</p> <p>3 災害救助法に基づく実施事項（略）</p> <p>4 給水実施方法（略）</p> <p>第12節 <b>被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</b></p> <p>1 主旨</p> <p><b>市は、地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、安全対策（被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定）を実施するほか、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域</b></p>	<p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
(新設)	<p>定を図るため、災害救助法に基づいて行う実施事項を定め、住宅の確保に支障のないよう措置することを目的とする。</p> <p>応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p> <p>なお、他の都道府県の応急仮設住宅等への受入れについては、第7節「避難救出計画」9「広域避難・広域一時滞在」によるものとする。</p>	<p>を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。</p> <p>また、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、<b>応急的な住宅を提供し</b>、また、災害のため被害を受けた住家に対し、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修して居住の安定を図るため、災害救助法に基づいて行う実施事項を定め、住宅の確保に支障のないよう措置することを目的とする。</p> <p>応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p> <p>なお、他の都道府県の応急仮設住宅等への受入れについては、第7節「避難救出計画」9「広域避難・広域一時滞在」によるものとする。</p> <p><b>2 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定</b></p> <p><b>(1) 磐田市</b></p> <p><b>ア 建築物</b></p> <p>(ア) 市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。</p> <p>(イ) 併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。</p> <p><b>イ 宅地等</b></p> <p>市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。</p> <p><b>ウ 市民</b></p> <p>(ア) 市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
	(新設)	<p>(イ) 市民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>3 応急住宅の確保</p> <p>(1) 基本方針 避難所生活を早期に解消するために、被災者の住宅を応急的に確保する。</p> <p>(2) 市の実施事項</p> <p>ア 被害状況の把握 災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。</p> <p>イ 体制の整備 応急住宅対策に関する体制を整備する。</p> <p>ウ 応急仮設住宅の確保</p> <p>(ア) 建設型応急住宅の建設</p> <p>a 建設を県から委任された場合は、一般社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。</p> <p>b 建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。</p> <p>(イ) 賃貸型応急住宅の借上げ 借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。</p> <p>エ 応急仮設住宅の管理運営</p> <p>(ア) 応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。</p> <p>(イ) その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。</p> <p>オ 応急住宅の入居者の認定</p> <p>(ア) 避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。</p> <p>(イ) 入居者の認定を市長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。</p> <p>カ 市営住宅等の一時入居 市営住宅等の空き家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。</p> <p>キ 応急住宅の管理</p> <p>(ア) 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理</p>	<p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
		<p>を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。</p> <p>(イ) 入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。</p> <p>ク 住宅の応急修理                      建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自らの資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し、居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。</p> <p>ケ 建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請                      (ア) 市長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。</p> <p>    a 応急仮設住宅の場合                          (a) 被害世帯数（全焼、全壊、流失）                          (b) 設置を必要とする住宅の戸数                          (c) 調整を必要とする資機材の品名及び数量                          (d) 派遣を必要とする建築業者及び人数                          (e) 連絡責任者                          (f) その他参考となる事項</p> <p>    b 住宅応急修理の場合                          (a) 被害世帯数（半焼、半壊）                          (b) 修理を必要とする住宅の戸数                          (c) 修理に必要な資機材の品目及び数量                          (d) 派遣を必要とする建築業者及び人数                          (e) 連絡責任者                          (f) その他参考となる事項</p> <p>(イ) 市は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。</p> <p>コ 住居等に流入した土石等障害物の除去                      住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市長は、市のみによって対応できないとき</p>	

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
78	<p>2 災害救助法に基づく実施事項</p> <p>(1) 応急仮設住宅設置</p> <p>ア 入居対象者</p> <p>災害により住家が全壊、全焼又は流失し、他に居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることのできない者</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2) 住宅応急修理</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 修理期間</p> <p>災害発生の日から1ヶ月以内とする。ただし、期間内に完成できない場合は、知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。</p> <p>3 実施方法</p> <p>4 知事への要請事項</p> <p>5 非常災害時における特例</p>	<p>は、次の事項を示して知事に応援を要請する。</p> <p>(ア) 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）</p> <p>(イ) 除去に必要な人員</p> <p>(ウ) 除去に必要な期間</p> <p>(エ) 除去に必要な機械器具の品目別数量</p> <p>(オ) 除去した障害物の集積場所の有無</p> <p>4 災害救助法に基づく実施事項</p> <p>(1) 応急仮設住宅設置</p> <p>ア 入居対象者</p> <p>災害により住家が全壊、全焼又は流失し、他に居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることのできない者又は、住家が半壊又は半焼し、補修を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に居住することが困難であり、かつ、応急修理の期間が災害の発生の日から1カ月を超えると見込まれる者（内閣府との事前協議必要）</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2) 住宅応急修理</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 修理期間</p> <p>災害発生の日から3ヶ月以内とする。ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内</p> <p>5 実施方法</p> <p>6 知事への要請事項</p> <p>7 非常災害時における特例</p>	<p>「応急修理期間中における応急仮設住宅の使用について」（令和2年7月16日）を踏まえた修正</p> <p>災害救助法改正に伴う修正</p>
80	<p>第13節 医療・助産計画</p> <p>1 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第13節 医療・助産計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>(1) 市は、市域内の医療救護を行うため、救護所を設置し、また、あらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。</p> <p>(2) 市において、重症患者の地域医療搬送を県に要請した場合には、最寄りのヘリポートまでの当該重症患者の搬送は市が行う。</p> <p>(3) 市は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。</p>	<p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
(新設)		<p>(4) 医療救護活動にあたっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下「トリアージ」という。）を行い、効率的な活動に努めるものとする。</p> <p>(5) 市は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、被災地外からのDMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）等医療チーム（救護班）の派遣等を行うものとする。</p> <p>(6) 市は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p> <p>3 救護所、救護病院及び災害拠点病院</p> <p>(1) 救護所</p> <p>ア 設置 市は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。</p> <p>イ 活動</p> <p>(ア) 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）</p> <p>(イ) 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置</p> <p>(ウ) 中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院へ搬送手配</p> <p>(エ) 死亡の確認及び遺体搬送の手配</p> <p>(オ) 医療救護活動の記録及び災害対策本部への措置状況等の報告</p> <p>(カ) その他必要な事項</p> <p>(2) 救護病院</p> <p>ア 設置 市は、あらかじめ大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。</p> <p>イ 活動</p> <p>(ア) 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）</p> <p>(イ) 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ</p> <p>(ウ) 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点へ搬送手配</p> <p>(エ) 死亡の確認及び遺体搬送の手配</p> <p>(オ) 医療救護活動の記録及び災害対策本部への受入状況等の報告</p> <p>(カ) その他必要な事項</p> <p>(3) 災害拠点病院 災害拠点病院である磐田市立総合病院は、救護病院と同じ機能を果たすほか他の医療救護施設での処置が困難な重症患者の処置及び受入れ、救護病院の確保が</p>	<p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
(新設)		<p>困難又は救護病院のない市の重症患者及び中等症患者の処置並びに受入れ、航空搬送拠点への患者搬送手配等次の活動を行う。</p> <p>ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）</p> <p>イ 他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置</p> <p>ウ 重症患者の航空搬送拠点への搬送手配</p> <p>エ DMAT等医療チームの受入れ及び派遣</p> <p>オ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し</p> <p>4 実施主体と実施内容</p> <p>(1) 磐田市</p> <p>あらかじめ定めた医療救護計画に基づき、次の措置を行う。</p> <p>ア 救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。</p> <p>イ 傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。</p> <p>ウ 傷病者の受入れにあたっては、医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握に努め、必要な調整を行う。</p> <p>エ 救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。</p> <p>オ 医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんを要請する。</p> <p>カ 市長は、救護病院において医療救護活動に従事する医師及び医療従事者が不足したときは、次の事項を示して県に派遣を要請する。</p> <p>(ア) 必要な救護班数</p> <p>(イ) 救護班の派遣場所</p> <p>(ウ) その他必要事項</p> <p>キ 被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。</p> <p>ク 市長の要請に基づく県の実施事項は次のとおりとする。</p> <p>(ア) 救護病院等への救護班（DMAT、DPAT等医療チーム）の派遣</p> <p>(イ) 一般社団法人静岡県医師会への日本医師会災害医療チーム(JMAT)の派遣要請</p> <p>(ウ) 静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び一般社団法人静岡県薬事振興会からの医薬品等の調達・あっせん</p>	<p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
80 82	<p>2 災害救助法に基づく実施事項（略）</p> <p>3 実施方法（略）</p> <p>4 知事への要請事項 市長は、医療助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。</p> <p>(1) 必要な救護班数</p> <p>(2) 救護班の派遣場所</p> <p>(3) その他必要事項（災害発生の原因）</p> <p>5 市長の要請に基づく県の実施事項</p> <p>(1) 救護病院等への救護班（DMAT、DPAT等医療チーム）の派遣</p> <p>(2) 一般社団法人静岡県医師会への日本医師会災害医療チーム(JMAT)の派遣要請</p> <p>(3) 静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び一般社団法人静岡県薬事振興会からの医薬品等の調達・あっせん</p> <p>(4) 静岡県赤十字血液センターからの輸血用血液の調達・あっせん</p> <p>(5) 公益社団法人静岡県薬剤師会への薬剤師等の確保及び派遣の要請</p> <p>(6) 災害拠点病院に対する重症患者受入れ等の要請</p> <p>6 非常災害時における特例（略）</p>	<p>(エ) 静岡県赤十字血液センターからの輸血用血液の調達・あっせん</p> <p>(オ) 公益社団法人静岡県薬剤師会への薬剤師等の確保及び派遣の要請</p> <p>(カ) 災害拠点病院に対する重症患者受入れ等の要請</p> <p>5 市民及び自主防災会</p> <p>(1) 傷病者については家庭又は自主防災会であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。</p> <p>(2) 傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。</p> <p>6 災害救助法に基づく実施事項（略）</p> <p>7 実施方法（略）</p> <p>(削除) 同節4(1)カに記載するため削除</p> <p>(削除) 同節4クに記載するため削除</p> <p>8 非常災害時における特例（略）</p>	
82	<p>第14節 防疫計画</p> <p>1～2（略）</p>	<p>第14節 防疫計画</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 市民及び自主防災組織の実施事項 飲食物の衛生に注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。</p> <p>4 関係団体の実施事項 飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、県及び市から要請があった場合は、積極的に協力を行う。</p>	<p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
83	<p>3 実施方法（略）</p> <p>4 知事への要請事項（略）</p> <p>第15節 清掃及び災害廃棄物処理計画</p> <p>1（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>5 その他</p> <p>地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。</p> <p>6 実施方法（略）</p> <p>7 知事への要請事項（略）</p> <p>第15節 清掃及び災害廃棄物処理計画</p> <p>1（略）</p> <p>2 基本方針</p> <p>(1) し尿及び生活系ごみの処理は、災害時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。</p> <p>(2) 応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物を「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。</p> <p>(3) 災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。</p> <p>(4) 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。</p> <p>3 し尿処理</p> <p>被災地の状況を考慮し、避難所などで緊急にくみ取りを必要とする地域から実施する。処理については、磐田市衛生プラントで行うことを原則とし、施設が被災した場合及び運搬が困難な場合は、県に近隣の他市町との処理委託について調整を依頼するものとする。</p> <p>また、処理委託が困難な場合は、静岡県西部健康福祉センターの指導のもと、環境衛生上支障のない方法で臨時に貯留槽等施設を設置する等、処理施設復旧までの間対処する。</p> <p>(1) 磐田市</p> <p>ア 下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。</p> <p>イ 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設</p>	<p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p> <p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
(新設)		<p>処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施など資料 19-02 &lt;磐田市災害廃棄物処理計画&gt;に定めるとおりとする。</p> <p>ウ 独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。</p> <p>(ア) 処理対象物名及び数量</p> <p>(イ) 処理対象戸数</p> <p>(ウ) 処理場の使用可否</p> <p>(エ) 実施期間</p> <p>(オ) その他必要事項</p> <p>エ 必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。</p> <p>オ 速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。</p> <p>(2) 市民及び自主防災組織</p> <p>ア 下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。</p> <p>イ 自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。</p> <p>4 廃棄物(生活系)処理</p> <p>ごみその他の廃棄物の収集にあたっては、被災地の状況を考慮し、緊急処理を要する地域から実施する。これらの処理は、磐田市クリーンセンターで処理することを原則とし、施設が被災した場合及び運搬が困難な場合は、県に近隣の他市町との処理委託について調整を依頼するものとする。</p> <p>また、処理委託が困難な場合は、静岡県西部健康福祉センターの指導のもと、環境衛生上支障のない方法で臨時に仮設置場を設置する等、処理施設復旧までの間対処する。</p> <p>(1) 磐田市</p> <p>ア 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施など資料 19-02 &lt;磐田市災害廃棄物処理計画&gt;に定めるとおりとする。</p> <p>イ 収集体制を住民に広報する。</p> <p>ウ 独自に処理を実施できない場合には、次の事項を確認した上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。</p> <p>(ア) 処理対象物名及び数量</p> <p>(イ) 処理対象戸数</p> <p>(ウ) 処理場の使用可否</p>	<p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
	(新設)	<p>(エ) 実施期間                      (オ) その他必要事項                      エ 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。                      (2) 市民及び自主防災組織                      ア 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設置し住民に周知する。                      イ 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。                      (3) 市民                      ア ごみの分別、搬出については、市の指導に従う。                      イ 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。</p> <p>5 災害廃棄物処理                      (1) 磐田市                      ア 災害廃棄物処理対策組織の設置                      市内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。                      イ 情報の収集                      市内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。                      (ア) 家屋の被害棟数等の被災状況                      (イ) ごみ処理施設等の被災状況                      (ウ) 産業廃棄物処理施設等の被災状況                      (エ) 災害廃棄物処理能力の不足量の推計                      (オ) 仮置場、仮設処理場の確保状況                      ウ 発生量の推計                      収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。                      エ 仮置場、仮設処理場の確保                      推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。                      オ 処理施設の確保                      中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。                      カ 関係団体への協力の要請                      収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に関係機関へ協力を要請する。                      キ 災害廃棄物の処理の実施                      県が示す実行計画に基づき、また事前に策定した市災害廃棄物実行計画に則</p>	<p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
83	<p>2 ごみの収集及び処理</p> <p>ごみその他の廃棄物の収集にあたっては、被災地の状況を考慮し、緊急処理を要する地域から実施する。これらの処理は、磐田市クリーンセンターで処理することを原則とし、施設が被災した場合及び運搬が困難な場合は、県に近隣の他市町との処理委託について調整を依頼するものとする。</p> <p>また、処理委託が困難な場合は、静岡県西部健康福祉センターの指導のもと、環境衛生上支障のない方法で臨時に仮設置場を設置する等、処理施設復旧までの間対処する。</p>	<p>り、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。</p> <p>ク 解体家屋の撤去 解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。</p> <p>(2) 企業 ア 自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。 イ 市から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。</p> <p>(3) 市民 ア 災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市の指示する方法にて搬出等を行う。 イ 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。</p> <p>(削除) 同節4に記載するため削除</p>	
84	<p>3 し尿の収集及び処理</p> <p>被災地の状況を考慮し、避難所などで緊急にくみ取りを必要とする地域から実施する。処理については、磐田市衛生プラントで行うことを原則とし、施設が被災した場合及び運搬が困難な場合は、県に近隣の他市町との処理委託について調整を依頼するものとする。</p> <p>また、処理委託が困難な場合は、静岡県西部健康福祉センターの指導のもと、環境衛生上支障のない方法で臨時に貯留槽等施設を設置する等、処理施設復旧までの間対処する。</p> <p>4 死亡獣畜の処理 (略)</p> <p>5 知事への要請・実施事項</p> <p>(1) 市長は、独自に清掃作業を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。</p>	<p>(削除) 同節3に記載するため削除</p> <p>6 死亡獣畜の処理 (略)</p> <p>(削除) 同節4(1)ウに記載するため削除</p>	

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
85	<p>ア 処理対象物名及び数量                      イ 処理対象戸数                      ウ 処理場の使用可否                      エ 実施期間                      オ その他必要事項</p> <p>(2) 実施事項は、産業廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施など資料 19-02&lt;磐田市災害廃棄物処理計画&gt;に定めるとおりとする。</p> <p>6 非常災害時における特例 (略)</p> <p>第16節 遺体の搜索及び措置埋葬計画                      1 (略)                      (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>7 非常災害時における特例 (略)</p> <p>第16節 遺体の搜索及び措置埋葬計画                      1 (略)                      2 基本方針                      (1) 市は、県が作成した「遺体処理計画策定の手引き」に基づき、資料19-01&lt;磐田市遺体処理計画&gt;のとおり策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともにその周知に努める。                      (2) 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。                      (3) 県は、市の遺体処理計画の策定状況を把握するとともに、策定及びその内容について市に助言する。                      (4) 当該地域内の遺体の搜索及び措置は、市が行うことを原則とし、海上保安庁、警察等は遺体の搜索及び措置に協力する。                      (5) 市はあらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努める。                      (6) 市は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。                      (7) 県は、市が遺体措置を行う必要が生じた場合において、市から要請があったときは、必要に応じて大規模な遺体収容施設を設置する。</p> <p>3 実施主体と実施内容                      (1) 磐田市                      遺体措置業務の実施方法は、資料 19-01&lt;磐田市遺体処理計画&gt;に基づき実施する。                      ア 遺体の搜索                      遺体の搜索は、消防職員、市職員及び消防団員が自衛隊及び地元関係者の協</p>	<p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
		<p>力を得て行うものとする。なお、市職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。</p> <p>イ 遺体搜索の順序等</p> <p>(ア) 搜索にあたっては、時間的経緯によって流出等のおそれがある方面を優先して実施するものとする。</p> <p>(イ) 搜索にあたっては、単独行動を慎み組織に基づく作業班単位で行動し、常に警察等関係機関と連携を密にして、その効果をあげるよう努めること。</p> <p>ウ 遺体を発見したときの処置</p> <p>(ア) 遺体は、速やかに検視又は検案を受け、身元が判明し遺族等の引取人があるときは速やかに引き渡すものとする。</p> <p>(イ) 身元が判明しない遺体又は引取人がない遺体は、速やかに遺体収容施設に引き渡すものとする。</p> <p>エ 遺体収容施設</p> <p>(ア) 設置</p> <p>市は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。</p> <p>(イ) 活動</p> <p>市は、遺体収容施設において次の活動を行う。</p> <p>a 警察の協力を得て遺体措置を行う。</p> <p>b 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。</p> <p>c 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。</p> <p>d 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。</p> <p>e 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。</p> <p>(ウ) 遺体の処置</p> <p>市は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処置（洗浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。</p> <p>オ 遺体措置</p> <p>遺体の措置は原則として福祉課（福祉班）を充てるものとする。</p>	

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
85	<p>2 災害救助法に基づく実施事項（略）</p> <p>3 実施方法  遺体措置業務の実施方法は、資料 19-01&lt;磐田市遺体処理計画&gt;に基づき実施する。</p> <p>(1) 遺体の搜索  遺体の搜索は、消防職員、市職員及び消防団員が自衛隊及び地元関係者の協力を得て行うものとする。</p> <p>(2) 遺体の搜索、収容等の方法</p>	<p>カ 遺体の収容等  (ア) 遺体収容施設は、事前に指定した収容施設とする。  (イ) 遺体安置にあたっては、極力損傷を与えないよう丁寧に扱うとともに、死者に対する礼が失われることがないように注意する。</p> <p>キ 埋火葬  (ア) 火葬は、磐田市聖苑において措置する。  (イ) 火葬した遺骨は、収容施設に安置し、事後において遺骨引取人により、それぞれの墓地に埋葬する。ただし、遺骨引取人がない場合は、市長が指定する墓地に仮埋葬するものとする。</p> <p>ク 広域火葬  大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。</p> <p>ケ 県への要請  市長は、遺体の搜索、措置、火葬について、当該市町で対応できないときは、次の事項を確認して県に対しあつせんを要請する。  (ア) 搜索、措置、火葬に必要な職員数  (イ) 搜索が必要な地域  (ウ) 火葬施設の規格(釜の大きさ、燃料等)及び使用可否  (エ) 必要な輸送車両の台数  (オ) 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量  (カ) 広域火葬の応援が必要な遺体数</p> <p>(2) 市民及び自主防災組織  行方不明者についての情報を、市に提供するよう努める。</p> <p>4 災害救助法に基づく実施事項（略）  (削除) 同節 3 (1)に記載するため削除</p>	<p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
86	<p>ア 遺体捜索の順序等</p> <p>(ア) 捜索にあたっては、時間的経緯によって流出等のおそれがある方面を優先して実施するものとする。</p> <p>(イ) 捜索にあたっては、単独行動を慎み組織に基づく作業班単位で行動し、常に警察等関係機関と連携を密にして、その効果をあげるよう努めること。</p> <p>イ 遺体を発見したときの処置</p> <p>(ア) 遺体は、速やかに検視又は検案を受け、身元が判明し遺族等の引取人があるときは速やかに引き渡すものとする。</p> <p>(イ) 身元が判明しない遺体又は引取人がない遺体は、速やかに遺体収容施設に引き渡すものとする。</p> <p>(3) 遺体措置 遺体の措置は原則として福祉課（福祉班）を充てるものとする。</p> <p>(4) 遺体の収容等</p> <p>ア 遺体収容施設は、事前に指定した収容施設とする。</p> <p>イ 遺体安置にあたっては、極力損傷を与えないよう丁寧に扱うとともに、死者に対する礼が失われることがないように注意する。</p> <p>(5) 埋火葬</p> <p>ア 火葬は、磐田市聖苑において措置する。</p> <p>イ 火葬した遺骨は、収容施設に安置し、事後において遺骨引取人により、それぞれの墓地に埋葬する。ただし、遺骨引取人がない場合は、市長が指定する墓地に仮埋葬するものとする。</p> <p>4 知事への要請事項 市長が、遺体の捜索、処理、埋火葬について知事に対し応援を求める場合には、次の事項を明らかにした上で、そのあつせんを要請するものとする。</p> <p>(1) 捜索、処理、火葬に必要な職員数</p> <p>(2) 捜索が必要な地域</p> <p>(3) 火葬施設の規格（釜の大きさ、燃料等）及び使用可否</p> <p>(4) 必要な輸送車両の台数</p> <p>(5) 遺体措置に必要な器材・資材の規格及び数量</p> <p>(6) 広域火葬の応援が必要な遺体数</p> <p>5 非常災害時における特例（略）</p> <p>第17節 障害物除去計画（略）</p>	<p>(削除) 同節3ケに記載するため削除</p> <p>5 非常災害時における特例（略）</p> <p>第17節 障害物除去計画（略）</p>	<p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
88	<p>第18節 社会秩序維持計画 1～2 略 3 静岡県警察（磐田警察署） (1) 関係機関に対する協力 地域の平穩を害する不法行為を未然に防止するため、<b>物資の配給、その他</b>救助活動等を行う関係機関の活動に対し可能な限り協力する。 (2)～(5) 略</p>	<p>第18節 社会秩序維持計画 1～2 略 3 静岡県警察（磐田警察署） (1) 関係機関に対する協力 地域の平穩を害する不法行為を未然に防止するため、救助活動等を行う関係機関の活動に対し可能な限り協力する。 (2)～(5) 略</p>	<p>関係機関からの意見を反映</p>
88	<p>第19節 輸送計画 1 (略) (新設)</p>	<p>第19節 輸送計画 1 (略) 2 市及び防災関係機関の緊急輸送 (1) 磐田市 ア 市の災害応急対策を実施するため必要な緊急輸送は市が行うことを原則とする。 イ 市長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、輸送の内容に応じて、各計画に定めるところに従って県に対し必要な措置を要請する。 ウ 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については県に準ずる。 エ 市は、管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。 (2) 防災関係機関 防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は災害対策本部に必要な措置を要請する。</p>	<p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p>
89	<p>2 災害救助法の規定による輸送の範囲 (略) 3 実施方法 (略) 4 知事への要請事項 市長が、輸送計画について知事に対し応援を求める場合には、輸送の内容により本章各計画の定めるところにより要請するものとする。</p>	<p>3 災害救助法の規定による輸送の範囲 (略) 4 実施方法 (略) (削除) 同節2(1)イに記載するため削除</p>	
90	<p>第20節 交通応急対策計画 1 主旨 この計画は、交通施設に係る災害に際して、道路管理者、県知事、県公安委員会、</p>	<p>第20節 交通応急対策計画 1 主旨 この計画は、交通施設に係る災害に際して、<b>自動車運転者</b>、道路管理者、県知事、</p>	<p>「静岡県地域</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
	<p>鉄道事業者等の実施すべき応急措置の大綱を定め、もって応急作業の効率化を図るとともに、被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を図ることを目的とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>県公安委員会、鉄道事業者等の実施すべき応急措置の大綱を定め、もって応急作業の効率化を図るとともに、被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を図ることを目的とする。</p> <p>2 陸上交通の確保</p> <p>(1) 陸上交通確保の基本方針</p> <p>ア 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。</p> <p>イ 道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。</p> <p>(2) 自動車運転者のとるべき措置</p> <p>ア 緊急地震速報を聞いたときの自動車運転者のとるべき措置</p> <p>(ア) ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。</p> <p>(イ) 急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。</p> <p>(ウ) 大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。</p> <p>イ 地震が発生したときの自動車運転者のとるべき措置</p> <p>(ア) 走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。</p> <p>a できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。</p> <p>b 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情及び周囲の状況に応じて行動すること。</p> <p>c 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</p> <p>(イ) 避難のために車両を使用しないこと。</p> <p>(ウ) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以</p>	<p>防災計画」の修正を反映</p> <p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
91	<p>2 道路管理者等の実施事項            (1)～(4) (略)            (5) 道路の応急復旧            ア～イ (略)            ウ 仮設道路の設置            既設道路の全てが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ、新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、市及び県が協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>3 ヘリポート設置            4 経費の負担区分            5 県知事又は県公安委員会の実施事項            (1) 災害時における交通の規制等            ア (略)</p>	<p>下「指定道路区間」という。)においても、同様とする。            a 速やかに、車両を次の場所に移動させること。            (a) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所            (b) 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所            b 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。            c 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。</p> <p>3 道路管理者等の実施事項            (1)～(4) (略)            (5) 道路の応急復旧            ア～イ (略)            ウ 応急復旧・仮設道路の設置            (イ) 道路管理者は、建設業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。            (イ) 既設道路の全てが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ、新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、市及び県が協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>4 ヘリポート設置            5 経費の負担区分            6 県知事又は県公安委員会の実施事項            (1) 災害時における交通の規制等            ア (略)            イ 県公安委員会（県警察）は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。            ウ 県知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊</p>	<p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
	<p>イ 県公安委員会は、前記アのため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。</p> <p>ウ 県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行うものとする。</p>	<p>急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。なお、由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道1号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同所に設けた開口部を利用する。</p> <p>エ 県公安委員会は、前記アのため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。</p> <p>オ 県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行うものとする。</p> <p>カ 県公安委員会(県警察)は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。</p> <p>(2) 警察官の措置 命令等</p> <p>ア 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。</p> <p>イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。</p> <p>ウ 警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>エ 警察官がその場にはいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>オ 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するためア及びイに定める必要な措</p>	

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
92	<p>(2) 通行の禁止又は制限に係る標示 (略)</p> <p>(3) 緊急通行車両の確認 (略)</p> <p>(4) 緊急通行車両の事前届出 (略)</p> <p>(5) 交通の危険防止のための通行の禁止又は制限 警察官は、道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。</p> <p>6 鉄道事業者の実施事項</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 応急復旧の実施 崩土、線路の流失等応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係者の協力を得て、崩土の除去並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。</p> <p>7 有料道路の通行 (略)</p> <p>8 交通マネジメント (略)</p>	<p>置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>(3) 除去障害物の処分 ア 除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。 イ 適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。</p> <p>(4) 通行の禁止又は制限に係る標示 (略)</p> <p>(5) 交通安全施設 の復旧 県公安委員会（県警察）は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。</p> <p>(6) 緊急通行車両の確認 (略)</p> <p>(7) 緊急通行車両の事前届出 (略)</p> <p>(8) 交通の危険防止のための通行の禁止又は制限 ア 警察官は、道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。 イ 道路管理者は道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>7 鉄道事業者の実施事項</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 応急復旧の実施 崩土、線路の流失<b>陥没、路盤の破壊</b>等応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係者、<b>防災関係機関等</b>の協力を得て、<b>輸送の緊急度に応じて</b>崩土の除去、<b>路盤の復旧</b>並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。</p> <p>8 有料道路の通行 (略)</p> <p>9 交通マネジメント (略)</p>	<p>道路法 46 条 1 項に基づき 修正</p> <p>「静岡県地域 防災計画」の修 正を反映</p>
93	<p>第21節 応急教育計画</p> <p>1 主旨 この計画は、災害により学用品を失った者や文教施設の被害に対する実施事項を定め、小学校児童、中学校・高等学校生徒の就学に支障のないよう措置することを目的とする。 <b>(新設)</b></p>	<p>第21節 応急教育計画</p> <p>1 主旨 <b>小・中・高・特別支援学校（以下この章において「学校」という。）の児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害をうけ正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。</b></p> <p>2 基本方針</p> <p>(1) 県教育委員会は、公立学校に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危</p>	<p>「静岡県地域 防災計画」の修 正を反映</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
(新設)		<p>機管理マニュアル（災害安全）」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施をする。また、県は私立学校に対し、この指針に準じた対策等を実施するよう指導する。</p> <p>(2) また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市、市教育委員会又は県立学校等の要請により、必要な措置を講ずる。なお、「災害救助法」に基づく教科書、学用品等の給与に関する措置は、4「災害救助法に基づく実施事項」による。</p> <p>(3) 学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。</p> <p>(4) 中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。</p> <p>3 計画の作成</p> <p>(1) 災害応急対策</p> <p>計画の作成及び実施にあたっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や学校施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮するものとする。なお、計画に定める項目は、次のとおりとする。</p> <p>ア 学校の防災組織と教職員の任務</p> <p>イ 教職員動員計画</p> <p>ウ 情報連絡活動</p> <p>エ 生徒等の安全確保のための措置</p> <p>オ その他「学校の危機管理マニュアル(災害安全)」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策</p> <p>(2) 応急教育</p> <p>計画の作成及び実施にあたっては、次の事項に留意する。</p> <p>ア 被害状況の把握</p> <p>生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。</p> <p>イ 施設・設備の確保</p> <p>(ア) 学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。</p> <p>(イ) 被害の状況により、必要に応じて市又は地域住民等の協力を求める。</p> <p>ウ 教育再開の決定・連絡</p> <p>(ア) 生徒等、教職員及び学校の施設、設備の状況を総合的に判断して教育再開</p>	

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
94	<p>2 災害救助法に基づく実施事項（略）</p> <p>3 実施方法（略）</p> <p>4 知事への要請事項（略）</p> <p>第22節 社会福祉計画</p> <p>1（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。</p> <p>（イ）教育活動の再開にあたっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。</p> <p>エ 教育環境の整備</p> <p>不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等必要に応じた教育環境の整備に努める。</p> <p>オ 給食業務の再開</p> <p>施設、設備の安全性等を確認するとともに食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。</p> <p>カ 学校が地域の避難所となる場合の対応</p> <p>（ア）各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに市、関係する自主防災会と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。</p> <p>（イ）避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市等と必要な協議を行う。</p> <p>キ 生徒等の心のケア</p> <p>（ア）生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD（心的外傷後ストレス障害等の症状が現れてくること懸念されるため、学校は、生徒等の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画等を定めておくことが必要である。</p> <p>（イ）各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。</p> <p>4 災害救助法に基づく実施事項（略）</p> <p>5 実施方法（略）</p> <p>6 知事への要請事項（略）</p> <p>第22節 社会福祉計画</p> <p>1（略）</p> <p>2 基本方針</p> <p>（1）市その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。</p> <p>（2）健康福祉センターは、必要に応じ民間団体に可能な分野における協力を依頼する。</p>	<p>関係機関からの意見の反映</p> <p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
95	<p>2 実施事項</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 被災母子・寡婦世帯等に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け ア～ウ (略)</p> <p>エ 貸付額 母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第7条に規定する額</p> <p>(6)～(10) (略)</p>	<p>(3) 各実施機関の体制をもってしては、援護措置の実施が困難な場合は、知事は、要請に基づき 応援要員を派遣する。</p> <p>(4) 市は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、健康福祉センターはこれに協力する。</p> <p>(5) 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の措置 を講ずる。</p> <p>3 実施事項</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 被災母子・寡婦世帯等に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け ア～ウ (略)</p> <p>エ 貸付額 母子及び<b>父子並びに</b>寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第7条に規定する額</p> <p>(6)～(10) (略)</p>	
96	<p>第23節 消防計画</p> <p>1 主旨</p> <p>この計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号）及び消防法に基づき火災を予防し、警戒し、及び鎮圧し、火災による被害を軽減するとともに、集団的災害の人命救助を目的とし、消防活動の大綱を定め、防災活動の万全を期するものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第23節 消防計画</p> <p>1 主旨</p> <p>この計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号）及び消防法に基づき火災を予防し、警戒し、及び鎮圧し、火災による被害を軽減するとともに、集団的災害の人命救助を目的とし、消防活動の大綱を定め、防災活動の万全を期するものとする。</p> <p>なお、地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。したがって次の基本方針により消防活動を行う。</p> <p>2 基本方針</p> <p>地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。したがって次の基本方針により消防活動を行う。</p> <p>(1) 市民、自主防災会及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。</p> <p>(2) 地域の住民は、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。</p> <p>(3) 消防本部及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するための磐田市消防本部警防規程（平成27年磐田市消防本部訓令第1号）の定めるところにより多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。</p> <p>(4) 消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</p>	<p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p>



磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
98	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 消防体制 (略)</p> <p>3 集团的災害に対する消防計画 (略)</p> <p>第2 4 節 危険物対策計画 (略)</p> <p>第2 5 節 水防計画</p> <p>1 主旨</p> <p>この計画は、水防法に基づき、市の水防体制、情報収集、予警報の伝達等の水防活動の円滑な実施について必要な事項を規定するほか、風水害に対する市の対応を定め、もって市内各河川、海岸の洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。</p> <p>なお、ここに定めのない事項については、磐田市水防計画書及び太田川原野谷川治水水防組合水防計画書によるものとする。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>第2 6 節 応援協力計画 (略)</p> <p>第2 7 節 ボランティア活動支援計画</p>	<p>イ 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。</p> <p>ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。</p> <p>5 自主防災会の活動</p> <p>(1) 各家庭等におけるガス栓の閉止、LPガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。</p> <p>(2) 火災が発生したときは消火器、可搬式小型動力ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。</p> <p>(3) 消防隊（消防署、消防団）が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。</p> <p>6 市民の活動</p> <p>(1) 火気の遮断</p> <p>使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、LPガスは容器のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。</p> <p>(2) 初期消火活動</p> <p>火災が発生した場合は、消火器、汲み置き水等で消火活動を行う。</p> <p>7 消防体制 (略)</p> <p>8 集团的災害に対する消防計画 (略)</p> <p>第2 4 節 危険物対策計画 (略)</p> <p>第2 5 節 水防計画</p> <p>1 主旨</p> <p>この計画は、水防法に基づき、市の水防体制、情報収集、予警報の伝達等の水防活動の円滑な実施について必要な事項を規定するほか、風水害に対する市の対応を定め、もって市内各河川、海岸の洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。</p> <p>なお、ここに定めのない事項については、磐田市水防計画書によるものとする。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>第2 6 節 応援協力計画 (略)</p> <p>第2 7 節 ボランティア活動支援計画</p>	<p>太田川原野谷川治水水防組合の解散に伴う修正</p>
101	<p>第2 7 節 ボランティア活動支援計画</p>	<p>第2 7 節 ボランティア活動支援計画</p>	

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
102	<p>1 主旨 この計画は、ボランティアの自主性を尊重し、(福) 静岡県社会福祉協議会や(特活) 静岡県ボランティア協会及びその他のボランティア団体等との連携を図りながらボランティアの受入体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供することを定めるものである。</p> <p>2 行政・NPO・ボランティア等の三者連携 市は、国及び県とともに、防災ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>3 市災害ボランティアセンターの設置及び運用 (1) 市は、<b>災害対策本部を設置した場合</b>、あらかじめ定めた施設に市社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う市災害ボランティアセンターを設置する。 (2)～(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第28節 自衛隊派遣要請要求計画 1 (略) 2 災害派遣要請の範囲 (1) (略) (2) 災害派遣の要請の内容 ア～サ (略) シ その他</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 災害派遣部隊の撤収要請の要求 市長は、<b>災害派遣部隊の撤収要請の要求を行う場合は</b>、民心の安定、民生の復興</p>	<p>1 主旨 この計画は、ボランティア<b>や市民活動団体</b>の自主性・主体性を尊重し、(福) 静岡県社会福祉協議会や(特活) 静岡県ボランティア協会及びその他のボランティア団体等との連携を図りながらボランティアの受入体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供することを定めるものである。</p> <p>2 行政・NPO・ボランティア等の三者連携 市は、国及び県とともに、防災ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、<b>ボランティア活動や避難所運営等に関する</b>研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>3 市災害ボランティアセンターの設置及び運用 (1) 市は、<b>災害ボランティアの必要性に応じて</b>、あらかじめ定めた施設に市社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う市災害ボランティアセンターを設置する。 (2)～(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第28節 自衛隊派遣要請要求計画 1 (略) 2 災害派遣要請の範囲 (1) (略) (2) 災害派遣の要請の内容 ア～サ (略) <b>シ 防災要員等の輸送</b> <b>ス 連絡幹部の派遣</b> <b>セ その他</b></p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 災害派遣部隊の撤収要請の要求 市長は、<b>、</b>民心の安定、民生の復興に支障がないよう知事及び派遣部隊の長並びに</p>	<p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p> <p>防災基本計画に基づく修正</p> <p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
107	<p>に支障がないよう知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。</p> <p>6～7 （略）</p> <p>第29節～第31節 （略）</p> <p>第32節 下水道災害応急対策計画 下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、<b>公共下水道等</b>の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。</p> <p>第33節～第34節 （略）</p> <p>第35節 突発的災害に係る応急対策計画 1 （略） 2 市の体制 (1)～(2) （略）</p>	<p>自衛隊連絡班と協議し、<b>派遣の必要がなくなったと認めた場合は、陸上自衛隊第34普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊第1航空団司令(浜松基地)に対して、災害派遣部隊の撤収を要請する。</b></p> <p>6～7 （略）</p> <p>第29節～第31節 （略）</p> <p>第32節 下水道災害応急対策計画 下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、<b>下水道施設</b>の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。</p> <p>第33節～第34節 （略）</p> <p>第35節 突発的災害に係る応急対策計画 1 （略） 2 市の体制 (1)～(2) （略）</p>	<p>表記の修正</p>
110	<p>(3) 災害対策本部の実施する応急対策 被災者の迅速な救助活動を最優先に次の災害応急対策を実施する。 ア （略）</p> <p>イ 各機関への要請 （略）</p>	<p>(3) 災害対策本部の実施する応急対策 被災者の迅速な救助活動を最優先に次の災害応急対策を実施する。 ア （略） イ <b>人的被害の把握</b> (ア) <b>本部は、人的被害の数（死者・行方不明者数等）について、一元的に集約、調整を行うものとする。</b> (イ) <b>本部は、関係機関（警察、消防等）が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は本部に連絡するものとする。</b> (ウ) <b>本部は、当該情報が得られた際は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに県へ報告するものとする。</b> (エ) <b>本部は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、安否不明者、行方不明者及び死亡者について、県及び警察と連携し、人数のほか氏名等の情報を集約し公表する。</b> ウ 各機関への要請 （略）</p>	<p>「災害時における安否不明者の氏名等の公表について(方針)」等に基づく修正</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
	<p>ウ 二次災害防止のための措置（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>エ 二次災害防止のための措置（略）</p> <p>第36節 不発弾等の発掘及び処理対策計画</p> <p>1 主旨</p> <p>この計画は不発弾に係る必要な事項を定めることにより、不発弾に対する迅速かつ確かな措置を講じ、もって不発弾による被害を防止することを目的とする。</p> <p>原則として、関係者の証言や記録等の調査により、不発弾又は不発弾疑いの物件(以下「不発弾等」という。)の埋没が予測されるもの(以下「埋没不発弾等」という。)で、具体的な発掘工事が予定される場合の発掘手順を定めるとともに、発掘又は発見された不発弾等(以下「発見不発弾等」という。)に関する処理対策を定める(※1)。</p> <p>※1 不発弾等の発掘手順及び不発弾等の処理手順は、資料25-01&lt;不発弾等の発掘手順&gt;、資料25-02&lt;不発弾等の処理手順&gt;による。</p> <p>2 埋没不発弾等の発掘</p> <p>(1) 埋没不発弾等の確認</p> <p>ア 相談の窓口及び連絡</p> <p>市民等から不発弾等の埋没情報などに関する相談を受けた市は、磐田警察署へ相談するよう伝えるとともに、磐田警察署と連絡調整を行う。</p> <p>イ 埋没不発弾等の情報収集等</p> <p>市は、市民等から具体的な相談を受けた場合、次の内容について情報収集又は記録に基づく史実等の調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な収集情報・史実等の調査</li> <li>(ア) 空襲(艦砲射撃を含む。)の年月日</li> <li>(イ) 推定埋没位置</li> <li>(ウ) 空襲時(艦砲射撃を含む。)の目撃状況</li> <li>(エ) 推定埋没位置の現在の状況</li> <li>(オ) 他の目撃者の状況</li> <li>(カ) 土地所有者の確認</li> <li>(キ) 情報提供場所周辺の住民聞き取り調査</li> <li>(ク) 地史資料等の活用による事実関係調査</li> <li>(ケ) 過去の不発弾等の発見情報調査</li> <li>(コ) 旧軍の陣地・施設の情報調査</li> <li>(サ) その他必要な情報・調査</li> </ul> <p>ウ 埋没不発弾等の相談時対応フロー図</p>	<p>本年度の事象を踏まえた修正</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
		<p>資料 25-03&lt;埋没不発弾等の相談時対応フロー図&gt;による。</p> <p>(ア) 事実確認、信憑性の確認</p> <p>(イ) 届出者の意思確認</p> <p>    a 自費による探査、工事実施の意思確認</p> <p>    b 自費による工事実施時に補助(自衛隊や所轄警察署の立会い等)を求める意思確認等</p> <p>(2) 埋没不発弾等の発掘事前準備</p> <p>    事実確認等により不発弾等が埋没していると判断し、市による発掘の実施が決定された場合、以下により発掘に伴う事前準備を行う。</p> <p>    ア 発掘日程等の作成</p> <p>        市による発掘の実施が決定された後の具体的な発掘日程については、概ね資料 25-04&lt;埋没不発弾等の発掘日程及び処理工程&gt;に掲げるところによる。</p> <p>    イ 不発弾等処理交付金の申請</p> <p>        市は、「不発弾等処理交付金交付要綱」(内閣総理大臣決定)に基づき、静岡県を通じて総務省に交付申請を行う。</p> <p>    ウ 庁内不発弾処理対策会議の開催</p> <p>        市は、不発弾等の探査、発掘等について、市関係課による庁内不発弾処理対策会議(以下「庁内会議」という。)を開催する。</p> <p>    エ 不発弾処理調整会議の開催</p> <p>        市は、庁内会議の結果等を踏まえ、概ね次の内容を協議するため、市関係課及び自衛隊、県警察、交通機関等の関係機関による不発弾処理調整会議を開催する。</p> <p>        ・調査事項</p> <p>            (ア) 発掘方針等の調整</p> <p>            (イ) 役割分担の調整</p> <p>            (ウ) 発掘当日の行動等についての調整</p> <p>            (エ) その他必要な事項</p> <p>    オ 発掘計画の作成</p> <p>        不発弾処理調整会議の結果等を踏まえ、不発弾等の発掘に際し、市関係課及び関係機関は、発掘計画について概ね次の項目を作成する。</p> <p>        ・発掘計画の項目</p> <p>            (ア) 工事計画</p> <p>            (イ) 発掘に伴う構造物の移転計画</p>	

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
		<p>(ウ) 広報計画                      (エ) 避難計画                      (オ) 交通機関の運行計画                      (カ) 交通規制計画                      (キ) ライフライン復旧計画                      (ク) 警備・救護計画                      (ケ) 発掘日までの保安計画                      (コ) その他必要な計画</p> <p>カ 地元説明                      市は、発掘計画に基づく地元説明を行う。</p> <p>(3) 埋没不発弾等の発掘                      ア 市は、発掘計画に基づき、不発弾等の発掘を行う。                      イ 発掘にあたり、市民等の避難、交通規制等の判断は、自衛隊等専門家からの助言を求めるとともに市と自衛隊(※1)とで調整を行い、必要に応じ立会いを要請する。</p> <p>(4) 埋没不発弾等の処理                      発掘後の不発弾等の処理については、以下に定める「3 発見不発弾等の処理対策」に準じる。</p> <p>※1 陸上自衛隊東部方面後方支援隊 第102 不発弾処理隊</p> <p>3 発見不発弾等の処理対策</p> <p>(1) 相談の連絡                      発見者等から相談を受けた市は、磐田警察署へ相談するよう伝えるとともに、磐田警察署と連絡調整を行う。</p> <p>(2) 処理対応                      不発弾等の処理は、国(自衛隊)の責務によって実施されるが、処理の方法及び市民の安全対策等については、市が調整している。                      なお、発見不発弾等の処理については、磐田警察署立会いのもと自衛隊が行う。</p> <p>ア 不発弾等の処理要請                      磐田警察署を通じ静岡県警察本部から自衛隊に不発弾等の処理要請を依頼する。</p> <p>イ 不発弾処理対策本部の設置等</p> <p>(ア) 爆発の恐れがあり安全対策等を必要とする場合、不発弾の処理に伴い市民対応をはじめとする諸活動を円滑に実施するため、市長を本部長とする不発</p>	

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
		<p>弾処理対策本部を必要に応じて設置する。</p> <p>(イ) 市は、爆発の恐れがあり安全対策等を必要とする場合、市民等の安全確保に努めるため、庁内会議を開催する。</p> <p>(ウ) 市は、庁内会議の結果等を踏まえ、市関係課、自衛隊、県警察及び交通機関等の関係機関による不発弾処理調整会議を開催する。</p> <p>(エ) 市は、不発弾処理調整会議の結果等を踏まえ、不発弾の処理について重要事項等を決定するため、不発弾処理対策本部会議を開催する。</p> <p>ウ 不発弾等の処理 資料 25-05&lt;不発弾等の処理フロー図&gt;による。</p> <p>エ 自衛隊との協定締結等 不発弾処理調整会議等を踏まえ、不発弾の処理にあたって、市と自衛隊との間で役割分担を明確にする等のため締結する主な協定の内容は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協定の内容</li> <li>(ア) 自衛隊が実施する作業の範囲(※1)</li> <li>(イ) 市が行う安全管理の対応(※2)</li> <li>(ウ) 不発弾の処理日等</li> <li>(エ) その他処理に際して必要な事項</li> </ul> <p>【参考】昭和33年7月4日付け4省庁事務次官通達の概要(※3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不発弾の処理は、自衛隊が実施する。</li> <li>・都道府県警察は、不発弾を発見し、又は発見の届出を受けたときは、自衛隊に処理を要請し、処理完了までの間、公共の安全のために必要な警戒措置をとる。</li> <li>・不発弾の処理に関しては、公共の安全を図る見地から、自衛隊及び都道府県の関係機関は相互協力する。</li> </ul> <p>(3) 現地対策本部 市は、処理当日に不発弾の処理のための現地対策本部を設置し、自衛隊による不発弾の処理が完了し、安全が確認されたときに廃止する。</p> <p>(4) 警戒区域の設定 市は、不発弾の処理に伴い、市民等の生命、身体及び財産の安全を確保するため、災害対策基本法(※4)に基づく「警戒区域」を設定し、すべての市民等の退去を命ずることができる。</p> <p>(5) 避難等の実施 市は、事前に作成した避難計画に基づき、次により市民等を避難させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施事項</li> </ul>	

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
(新設)		<p>ア 避難を誘導等する者の配置                      イ 市民等に対する避難広報の実施                      ウ 緊急避難場所の開設と運営</p> <p>(6) 情報の受伝達                      市は、必要な情報の収集に努めるとともに、関係機関へこれらの情報を伝達する。                      ・受伝達事項                      ア 発掘方針等の調整                      イ 役割分担の調整                      ウ 発掘当日の行動等についての調整                      エ その他必要な事項</p> <p>(7) 報道対応等                      市は、取材報道機関に対し、随時状況を説明する。</p> <p>※1 不発弾等の信管除去、運搬等。                      ※2 処理作業に伴い実施する市民等の退去等。                      ※3 防衛・警察・自治・通産                      ※4 第63条</p> <p>4 海上で不発魚雷等が発見された場合の対応                      海上における機雷その他の火薬類の除去及び処理については、自衛隊法(※1)に基づき、海上自衛隊が行うことと定められているが、処理に伴う危険区域の範囲が市民等に及び避難が必要である場合は、本節を準用する。</p> <p>※1 第84条-2（機雷等の除去）                      第37節 市有施設及び設備等の対策</p> <p>1 主旨                      災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。</p> <p>2 市防災行政無線                      (1) 端末局に障害がある場合は、基板交換による応急措置を行い、通信の確保を図る。                      (2) 障害が発生したときは孤立防止用無線、防災相互無線、市地域防災無線及び消防無線等を使用して応急回線を設定し、方面本部と市、方面本部と県庁の間の通信を確保する。</p> <p>3 公共施設等</p>	<p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
		<p>(1) 道路</p> <p>ア 被害状況の収集、施設の点検、情報連絡 道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。</p> <p>イ 応急措置の実施、二次災害の防止 県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を基本とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。</p> <p>ウ 緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施 緊急輸送路の早期確保を最優先し、建設関係団体等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。</p> <p>4 河川及び海岸保全施設</p> <p>(1) 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡 パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。</p> <p>(2) 水門等の操作 津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。</p> <p>(3) 応急措置の実施、二次災害の防止 従前の防災機能が損なわれ二次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。</p> <p>(4) 資機材の確保、応急復旧工事の実施 施設の重要度を勘案の上、必要に応じて建設関係団体等に協力を求め、資機材の確保、応急復旧工事を実施する。</p> <p>(5) 市民への情報伝達 避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の住民に対して情報の伝達を実施する。</p> <p>5 地すべり及び急傾斜地等</p> <p>(1) 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡 パトロールや地域住民等からの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。</p> <p>(2) 応急措置の実施、二次災害の防止 二次災害のおそれのある場合、危険箇所への立入禁止措置等、必要な応急措置</p>	

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
		<p>を講ずる。</p> <p>(3) 資機材の確保、応急工事の実施 二次災害の発生等、危険性を勘案の上、必要に応じて建設関係団体等に協力を求め、資機材を確保し、応急工事を実施する。</p> <p>(4) 市民への情報伝達 避難が必要な場合は、速やかに当該地域の住民に対して情報の伝達を実施する。</p> <p>6 漁港施設等</p> <p>(1) 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡 パトロール等により岸壁等漁港施設の被害情報の収集、施設機能の点検等を行うとともに、漁港施設利用者に対し、被害状況の調査及び点検の実施を要請する。また、関係機関に情報を連絡する。</p> <p>(2) 水門等の操作 津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。</p> <p>(3) 応急措置の実施、二次災害の防止 危険箇所の立入禁止措置や水門等の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を構ずる。</p> <p>(4) 資機材の確保、応急復旧工事の実施 必要に応じて建設関係団体等に協力を求め、資機材の確保、応急復旧工事を実施する。また、漁港施設利用者に対し、港湾機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。</p> <p>7 ため池、用水路</p> <p>(1) ため池及び用水路の被害状況を調査する。</p> <p>(2) 施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに被害の及ぶおそれのある地域の住民に対し、避難指示等を行うとともに必要な応急対策を構ずる。</p> <p>8 水道施設</p> <p>(1) 被害の発生状況に応じ、送水を停止する等必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。</p> <p>(3) 配管の仮設等による応急給水に努める。</p> <p>(4) 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。</p> <p>9 下水道施設</p> <p>(1) 災害の発生状況に応じ、汚水、雨水の排水に支障のないよう応急措置を講ずる。</p> <p>(2) 応急復旧に必要な資機材を確保し、応急復旧工事を行う。</p>	

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
112	<p style="text-align: center;">第4章 復旧・復興対策</p> <p>第1節 災害復旧計画  災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、第3章「災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図るものとする。</p> <p>1～12 （略）</p> <p>第2節～第4節 （略）</p>	<p>10 災害応急対策上重要な庁舎等  本庁、支所及び災害応急対策上重要な施設並びに設備を点検し、機能に支障のないよう応急措置を講ずる。</p> <p>11 危険物保有施設  発火危険物、有害薬品等に起因する爆発、中毒等の事故防止のための必要な応急措置を講ずる。</p> <p>12 コンピュータ  (1) コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。  (2) コンピュータ・システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。</p> <p style="text-align: center;">第4章 復旧・復興対策</p> <p>第1節 災害復旧計画  災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、第3章「災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図るものとする。</p> <p style="color: red;">なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等を活用するものとする。</p> <p>1～12 （略）</p> <p>第2節～第4節 （略）</p>	<p>防災基本計画に基づく修正</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
1	<p style="text-align: center;">第1編 総 論</p> <p>第1章 計画の主旨 この計画は、平常時に実施する地震防災対策（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、<b>東海地震注意情報が発表された場合に実施する応急対策、警戒宣言が発せられた場合に実施する地震防災応急対策</b>及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより磐田市の市域並びに市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。</p> <p>第2章 予想される災害 （略）</p>	<p style="text-align: center;">第1編 総 論</p> <p>第1章 計画の主旨 この計画は、平常時に実施する地震防災対策（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）<b>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に実施する防災対応</b>及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより磐田市の市域並びに市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。</p> <p>第2章 予想される災害 （略）</p>	<p>東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p>
12	<p>第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 計画作成の主旨 磐田市及び防災関係機関が<b>東海地震</b>等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。</p> <p>計画の内容 磐田市、静岡県及び磐田市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関<b>並びに大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急計画又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく対策計画を作成すべき者は、それぞれ東海地震等（東海地震、東南海・南海地震その他磐田市において注意すべきものと前章に記載されている地震、当該地震に起因する津波及びこれらに伴う災害をいう。以下同じ。）</b>の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。</p> <p>1 3 - 1 磐田市 1 磐田市 (1)～(7) （略）</p>	<p>第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 計画作成の主旨 磐田市及び防災関係機関が<b>南海トラフ地震</b>等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。</p> <p>計画の内容 磐田市、静岡県及び磐田市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関<b>及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。</b></p> <p>1 3 - 1 磐田市 1 磐田市 (1)～(7) （略）</p>	<p>東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p>
13	<p>(8) <b>東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時））、警戒宣言、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報</b></p> <p>(9) 避難のための立退きの指示（以下「避難指示」という。）に関する事項</p> <p>(10) 消防、水防その他の応急措置</p> <p>(11) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項</p>	<p>(8) <b>南海トラフ地震臨時情報、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報</b></p> <p>(9) 避難のための立退きの指示（以下「避難指示」という。）に関する事項</p> <p>(10) 消防、水防その他の応急措置</p> <p>(11) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項</p>	<p>東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p>

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
14	<p>(12) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害時における市有施設及び設備の整備又は点検</p> <p>(13)～(15) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>1 3－2～1 3－3 (略)</p> <p>1 3－4 指定地方行政機関</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 応急・復旧</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付</p> <p>6 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保</p> <p>(5)～(11) (略)</p>	<p>(12) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における市有施設及び設備の整備又は点検</p> <p>(13)～(15) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>1 3－2～1 3－3 (略)</p> <p>1 3－4 指定地方行政機関</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 応急・復旧</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付（ただし、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う）</p> <p>6 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 緊急海上輸送の要請（県内船舶が利用できない場合の他県に対する支援要請を含む）に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保</p> <p>(5)～(11) (略)</p>	<p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p> <p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p>
15	<p>7 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部、御前崎海上保安署）</p> <p>(1) 船舶等に対する東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る情報の伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導</p> <p>(2) 海水浴客等に対する東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令の情報伝達</p> <p>8 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）</p> <p>(1) 知事に対して速やかに東海地震に関連する情報の通報を行うこと。</p> <p>(2) 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>9～12 (略)</p>	<p>7 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部、御前崎海上保安署）</p> <p>(1) 船舶等に対する南海トラフ地震に関連する情報及び警戒宣言に係る情報の伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導</p> <p>(2) 海水浴客等に対する南海トラフ地震に関連する情報及び警戒宣言発令の情報伝達</p> <p>8 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）</p> <p>(1) 知事に対して速やかに南海トラフ地震に関連する情報の通報を行うこと。</p> <p>(2) 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（南海トラフ地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>9～12 (略)</p>	<p>東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p>

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
16	<p>1 3－5 指定公共機関</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 日本放送協会（静岡放送局、浜松支局）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、<b>東海地震予知情報</b>、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社</p> <p>(1) <b>警戒宣言</b>、<b>東海地震予知情報</b>、地震情報等の伝達</p> <p>(2) 列車の運転規制措置</p> <p>(3) 旅客の避難、救護</p> <p>(4) <b>東海地震予知情報</b>、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報</p> <p>(5) 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配</p> <p>(6) 施設等の整備</p> <p>6 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ</p> <p>(1) <b>警戒宣言発令時</b>及び災害時における重要通信の確保</p> <p>(2) <b>警戒宣言発令時</b>及び災害時における通信疎通状況等の広報</p> <p>(3) 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配</p> <p>7 (略)</p> <p>8 中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社（磐田営業所、島田電力センター）</p> <p>(1) <b>警戒宣言発令時</b>及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保</p> <p>(2) 復旧用資材等の整備</p> <p>(3) 電力施設の災害予防措置及び広報の実施</p> <p>9 KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社</p> <p>10～12 (略)</p> <p>1 3－6 指定地方公共機関</p> <p>1 (略)</p> <p>2 サーラエナジー株式会社</p>	<p>1 3－5 指定公共機関</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 日本放送協会（静岡放送局、浜松支局）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、<b>南海トラフ地震臨時情報</b>、<b>地震情報</b>及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社</p> <p>(1) <b>南海トラフ地震臨時情報</b>、地震情報等の伝達</p> <p>(2) 列車の運転規制措置</p> <p>(3) 旅客の避難、救護</p> <p>(4) <b>南海トラフ地震臨時情報</b>、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報</p> <p>(5) 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配</p> <p>(6) 施設等の整備</p> <p>6 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ</p> <p>(1) <b>南海トラフ地震臨時情報発表時</b>及び災害時における重要通信の確保</p> <p>(2) <b>南海トラフ地震臨時情報発表時</b>及び災害時における通信疎通状況等の広報</p> <p>(3) 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配</p> <p>7 (略)</p> <p>8 中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社（磐田営業所、島田電力センター）</p> <p>(1) <b>南海トラフ地震臨時情報発表時</b>及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保</p> <p>(2) 復旧用資材等の整備</p> <p>(3) 電力施設の災害予防措置及び広報の実施</p> <p>9 KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、<b>楽天モバイル株式会社</b></p> <p>10～12 (略)</p> <p>1 3－6 指定地方公共機関</p> <p>1 (略)</p> <p>2 サーラエナジー株式会社</p>	<p>東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p> <p>指定公共機関の新規指定に伴う修正（令和4年2月1日内閣府告示第5号）</p>

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
18	<p>(1) 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報</p> <p>(2) <b>警戒宣言発令時</b>におけるガス供給の確保</p> <p>(3) 施設設備の耐震予防対策の実施</p> <p>(4) <b>警戒宣言発令時</b>における防災広報、施設の点検等災害予防措置</p> <p>3 一般社団法人静岡県LPガス協会（西部支部磐田地区会）</p> <p>(1) 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報</p> <p>(2) 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施</p> <p>(3) <b>警戒宣言発令時</b>及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施</p> <p>(4) 燃料の確保に関する協力</p> <p>(5) 協会加入事業所に被害状況調査及び応急復旧</p> <p>4 (略)</p> <p>5 天竜浜名湖鉄道株式会社</p> <p>(1) <b>警戒宣言、東海地震予知情報</b>等の伝達</p> <p>(2) 列車の運転規制措置</p> <p>(3) 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報</p> <p>6 民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社）</p> <p>(1) 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等による防災知識の普及</p> <p>(2) <b>警戒宣言発令時</b>及び災害時において特別番組を編成し、<b>東海地震予知情報</b>、地震情報、その他地震に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること。</p> <p>(3) 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備</p> <p>7～8 (略)</p> <p>9 土地改良区（磐田用水東部土地改良区、寺谷用水土地改良区）</p> <p>(1) 所管施設の耐震性の確保等の災害予防措置</p> <p>(2) <b>警戒宣言発令時</b>において関係機関等に対する用水状況の情報提供</p> <p>(3) (略)</p> <p>10 から 11 (略)</p> <p>13-7 その他の防災関係機関等</p>	<p>(1) 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報</p> <p>(2) <b>南海トラフ地震臨時情報発表時</b>におけるガス供給の確保</p> <p>(3) 施設設備の耐震予防対策の実施</p> <p>(4) <b>南海トラフ地震臨時情報発表時</b>における防災広報、施設の点検等災害予防措置</p> <p>3 一般社団法人静岡県LPガス協会（西部支部磐田地区会）</p> <p>(1) 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報</p> <p>(2) 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施</p> <p>(3) <b>南海トラフ地震臨時情報発表時</b>及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施</p> <p>(4) 燃料の確保に関する協力</p> <p>(5) 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧</p> <p>4 (略)</p> <p>5 天竜浜名湖鉄道株式会社</p> <p>(1) <b>南海トラフ地震臨時情報</b>等の伝達</p> <p>(2) 列車の運転規制措置</p> <p>(3) 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報</p> <p>6 民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社）</p> <p>(1) 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等による防災知識の普及</p> <p>(2) <b>南海トラフ地震臨時情報発表時</b>及び災害時において特別番組を編成し、<b>南海トラフ地震臨時情報</b>、地震情報、その他地震に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること。</p> <p>(3) 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備</p> <p>7～8 (略)</p> <p>9 土地改良区（磐田用水東部土地改良区、寺谷用水土地改良区）</p> <p>(1) 所管施設の耐震性の確保等の災害予防措置</p> <p>(2) <b>南海トラフ地震臨時情報発表時</b>において関係機関等に対する用水状況の情報提供</p> <p>(3) (略)</p> <p>10 から 11 (略)</p> <p>13-7 その他の防災関係機関等</p>	<p>東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p>

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
19	<p>1～6 （略）</p> <p>7 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 東海地震予知情報等の収集及び伝達</p> <p>(7) 警戒宣言発令時における従業員及び施設利用者等の避難誘導</p> <p>(8) 警戒宣言発令時における火気の規制、施設・設備等の点検、仕掛工事の中止等安全措施</p> <p>(9) 地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導</p> <p>(10) （略）</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>13-8 （略）</p> <p style="text-align: center;">第2編 平常時対策</p>	<p>1～6 （略）</p> <p>7 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 南海トラフ地震臨時情報等の収集及び伝達</p> <p>(7) 南海トラフ地震臨時情報発表時における従業員及び施設利用者等の避難誘導</p> <p>(8) 南海トラフ地震臨時情報発表時における火気の規制、施設・設備等の点検、仕掛工事の中止等安全措施</p> <p>(9) 地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導</p> <p>(10) （略）</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>13-8 （略）</p> <p style="text-align: center;">第2編 平常時対策</p>	<p>東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p>
20	<p>この編では、地震・津波発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において的確な防災対策が講じられるよう、平常時に行う防災知識の普及、防災訓練、自主防災活動等の充実等について定める。</p> <p>第1章 防災知識の普及 計画の内容</p> <p>21-1 磐田市 1～2 （略）</p>	<p>この編では、地震・津波発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時において的確な防災対策が講じられるよう、平常時に行う防災知識の普及、防災訓練、自主防災活動等の充実等について定める。</p> <p>第1章 防災知識の普及 計画の内容</p> <p>21-1 磐田市 1～2 （略）</p>	<p>東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p>
21	<p>3 市民に対する防災知識の普及</p> <p>市は、地震・津波発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震・津波についての正しい知識、防災対応等について啓発する。この際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。特に、3月11日を含む10日間を「津波対策推進月間」、11月の「地震防災強化月間」については、それぞれ、津波避難対策、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。</p>	<p>3 市民に対する防災知識の普及</p> <p>市は、地震・津波発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震・津波についての正しい知識、防災対応等について啓発する。この際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。特に、3月11日を含む10日間を「津波対策推進月間」、11月の「地震防災強化月間」については、それぞれ、津波避難対策、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。</p>	

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
	<p>なお、この場合、自主防災会及び専門的知識を持つ静岡県防災士等の積極的な活用を図る。また、市は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。</p>	<p>なお、この場合、自主防災会及び専門的知識を持つ静岡県防災士等の積極的な活用を図る。また、市は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。</p> <p>市は、県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ 意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>	<p>関係者の意見を反映</p>
21	<p>(1) 一般的な啓発 ア 啓発内容     (ア)～(エ) (略)     (オ) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義とこれらの情報発表時の行動指針等の基礎的知識     (カ)～(ト) (略) イ (略) (2)～(3) (略)</p>	<p>(1) 一般的な啓発 ア 啓発内容     (ア)～(エ) (略)     (オ) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義とこれらの情報発表時の行動指針等の基本的知識     (カ)～(ト) (略) イ (略) (2)～(3) (略)</p>	<p>表現の適正化</p>
22	<p>(4) 防災上重要な施設管理者に対する教育 市は、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとりべき措置についての知識の普及に努める。 (5)～(6) (略) 4 (略) 2 1 - 2 (略)</p>	<p>(4) 防災上重要な施設管理者に対する教育 市は、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、南海トラフ地震臨時情報発表時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとりべき措置についての知識の普及に努める。 (5)～(6) (略) 4 (略) 2 1 - 2 (略)</p>	<p>東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p>
23	<p>第2章 自主防災活動 2 2 - 1 市民の果たすべき役割 1 平常時から実施する事項 (1)～(3) (略) (4) 警戒宣言発令時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認</p>	<p>第2章 自主防災活動 2 2 - 1 市民の果たすべき役割 1 平常時から実施する事項 (1)～(3) (略) (4) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認</p>	

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
24	<p>(5) 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施</p> <p>(6) 家屋の補強等</p> <p>(7) 家具その他落下倒壊危険物の対策</p> <p>(8) 飲料水、食料、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料については最低7日分、飲料水については、1人1日3リットルを基準として7日分）</p> <p>(9) 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動</p> <p>(10) 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分）</p> <p>2 東海地震注意情報発表時に実施が必要となる事項</p> <p>(1) 正確な情報の把握</p> <p>(2) 適切な避難（東海地震注意情報発表時に避難の実施を必要とする避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。以下同じ。）に限る。）</p> <p>3 警戒宣言発令時に実施が必要となる事項</p> <p>4 地震災害発生後に実施が必要となる事項</p> <p>2 2-2 地域における自主防災会の果たすべき役割</p> <p>1 平常時の活動</p> <p>(1) 防災知識の学習</p> <p>正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。主な啓発事項は、東海地震等の知識、東海地震に関する情報及び警戒宣言の意義や内容、平常時における防災対策、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対応、災害時の心得、自主防災会が活動すべき内容、自主防災会の構成員の役割等である。</p>	<p>(5) 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施</p> <p>(6) 家屋の補強等</p> <p>(7) 家具その他落下倒壊危険物の対策</p> <p>(8) 就寝時の非常持ち出し品、屋外避難用衣類、運動靴の配備</p> <p>(9) 飲料水、食料、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料については最低7日分、飲料水については、1人1日3リットルを基準として7日分）</p> <p>(10) 通信機器の充電装置、バッテリーの準備</p> <p>(11) 自動車のこまめな満タン給油</p> <p>(12) 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え</p> <p>(13) 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動</p> <p>(14) 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分）</p> <p>(削除)</p> <p>2 南海トラフ地震 臨時情報発表時に実施が必要となる事項</p> <p>3 地震災害発生後に実施が必要となる事項</p> <p>2 2-2 地域における自主防災会の果たすべき役割</p> <p>1 平常時の活動</p> <p>(1) 防災知識の学習</p> <p>正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。主な啓発事項は、東海地震等の知識、南海トラフ地震臨時情報の意義や内容、平常時における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心得、自主防災会が活動すべき内容、自主防災会の構成員の役割、女性が自主防災組織に参画する重要性等である。</p>	<p>関係機関からの意見の反映</p> <p>東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p> <p>防災に男女共同参画の視点が必要なことを理解してもらう必要があるため</p>
25	<p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 「自主防災会の台帳」の作成</p> <p>自主防災会が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災会の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び警戒宣言発令時の避難行動を明らかにして</p>	<p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 「自主防災会の台帳」の作成</p> <p>自主防災会が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災会の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び南海トラフ地震臨時情報発表時の避難行</p>	<p>東海地震に関連する</p>

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
	<p>おくため、自主防災会ごとに概ね次に掲げる台帳を作成しておく。</p> <p>なお、要配慮者台帳の整備にあたっては、要配慮者本人からの申請に基づくことを原則とし、民生委員・児童委員や身体障がい者相談員、福祉関係団体等の協力を得て、台帳の整備に努めるものとする。また、個人情報の保護の観点から、台帳の管理については最大限の注意を払うこととする。</p> <p>ア～エ （略）</p> <p>(5)～(6) （略）</p> <p>(7) 防災訓練の実施</p> <p>総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時、<b>東海地震注意情報発表時</b>及び警戒宣言発令時の対応に関する次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災会、職域の防災組織、市と有機的な連携をとるものとする。</p> <p>また、要配慮者への配慮及び男女共同参画の視点を生かした訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>(8) （略）</p> <p>2～3 （略）</p> <p>2 2—3～2 2—5 （略）</p>	<p>動を明らかにしておくため、自主防災会ごとに概ね次に掲げる台帳を作成しておく。</p> <p>なお、要配慮者台帳の整備にあたっては、要配慮者本人からの申請に基づくことを原則とし、民生委員・児童委員や身体障がい者相談員、福祉関係団体等の協力を得て、台帳の整備に努めるものとする。また、個人情報の保護の観点から、台帳の管理については最大限の注意を払うこととする。</p> <p>ア～エ （略）</p> <p>(5)～(6) （略）</p> <p>(7) 防災訓練の実施</p> <p>総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時、<b>南海トラフ地震臨時情報発表時</b>の対応に関する次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災会、職域の防災組織、市と有機的な連携をとるものとする。</p> <p>また、要配慮者への配慮及び男女共同参画の視点を生かした訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>(8) （略）</p> <p>2～3 （略）</p> <p>2 2—3～2 2—5 （略）</p>	<p>情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p>
27	<p>第3章 地震・津波防災訓練の実施</p> <p>計画作成の主旨</p> <p><b>東海地震に関連する情報の発表時、警戒宣言発令時</b>及び地震・津波災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。</p> <p>市民は、自主防災会及び事業所等の防災組織の構成員として、市の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。</p> <p>なお、要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>計画の内容</p> <p>2 3—1 磐田市</p>	<p>第3章 地震・津波防災訓練の実施</p> <p>計画作成の主旨</p> <p><b>南海トラフ地震臨時情報発表時</b>及び地震・津波災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。</p> <p>市民は、自主防災会及び事業所等の防災組織の構成員として、市の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。</p> <p>なお、要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>計画の内容</p> <p>2 3—1 磐田市</p>	<p>東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p>
27	<p>1 防災訓練の内容</p> <p>市は、国、県、防災関係機関及び自主防災会と共同し、又は単独で次の訓練を実施する。訓練にあたっては、<b>東海地震に関連する情報が発表され、警戒宣</b></p>	<p>1 防災訓練の内容</p> <p>市は、国、県、防災関係機関及び自主防災会と共同し、又は単独で次の訓練を実施する。訓練にあたっては、<b>南海トラフ地震臨時情報が発表</b>される場合又</p>	<p>東海地震に関連する情報の運用が停止さ</p>

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
28	<p>言が発令される場合又は突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等により実効性の上がる訓練を行い、防災対応への習熟度を高めるとともに要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災会と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。</p> <p>(1) 総合防災訓練</p> <p>東海地震に関連する情報が発表されてから警戒宣言発令、災害発生を経て応急復旧に至る防災対策に係る次の事項又は突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点を置いて実施する。なお、会場型訓練のほか、図上訓練、イメージトレーニングを実施し、防災対策の見直しに資するものとする。</p> <p>ア 職員の動員（磐田市地震災害警戒本部設置準備のための職員招集）</p> <p>イ 東海地震に関連する情報、警戒宣言、地震情報その他防災上必要な情報の収集及び伝達</p> <p>ウ 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害発生時の広報</p> <p>エ 警戒宣言発令時及び災害発生時の避難誘導、避難指示及び警戒区域の設定</p> <p>オ～サ （略）</p> <p>(2)～(3) （略）</p> <p>(4) 個別防災訓練</p> <p>総合防災訓練等とは別に個別防災訓練を実施する。その主要なものは次のとおりである。</p> <p>ア 情報の収集・伝達訓練</p> <p>東海地震に関連する情報の発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時の対策は、正確で迅速な情報の収集、伝達が防災対策の基本となることから、県、防災関係機関及び自主防災会と連携、協力して実施する。</p> <p>なお、この場合、段階的に情報量や参加機関等を増やし、訓練の高度化を図るように留意する。</p> <p>また、訓練にあたっては、有線電話のふくそう又は途絶や勤務時間外等の条件を加えるものとする。</p> <p>イ 職員の動員訓練</p> <p>適宜、交通機関又は交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間外に実施</p>	<p>は突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等により実効性の上がる訓練を行い、防災対応への習熟度を高めるとともに要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災会と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。</p> <p>(1) 総合防災訓練</p> <p>南海トラフ地震臨時情報発表、災害発生を経て応急復旧に至る防災対策に係る次の事項又は突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点を置いて実施する。なお、会場型訓練のほか、図上訓練、イメージトレーニングを実施し、防災対策の見直しに資するものとする。</p> <p>ア 職員の動員（磐田市災害対策本部設置準備のための職員招集）</p> <p>イ 南海トラフ地震臨時情報、警戒宣言、地震情報その他防災上必要な情報の収集及び伝達</p> <p>ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の広報</p> <p>エ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の避難誘導、避難指示及び警戒区域の設定</p> <p>オ～サ （略）</p> <p>(2)～(3) （略）</p> <p>(4) 個別防災訓練</p> <p>総合防災訓練等とは別に個別防災訓練を実施する。その主要なものは次のとおりである。</p> <p>ア 情報の収集・伝達訓練</p> <p>南海トラフ地震臨時情報発表時は、正確で迅速な情報の収集、伝達が防災対策の基本となることから、県、防災関係機関及び自主防災会と連携、協力して実施する。</p> <p>なお、この場合、段階的に情報量や参加機関等を増やし、訓練の高度化を図るように留意する。</p> <p>また、訓練にあたっては、有線電話のふくそう又は途絶や勤務時間外等の条件を加えるものとする。</p> <p>イ 職員の動員訓練</p> <p>適宜、交通機関又は交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間外に実施</p>	<p>れ、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p>



磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
35	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 山・がけ崩れ危険予想地域における予防措置 要避難地区のうち山・がけ崩れ危険予想地域については、次の予防措置を講ずる。 ア～イ (略)</p> <p>ウ 警戒宣言発令時における避難行動の周知 市長は、警戒宣言が発せられた場合には、市等からの指示を受けるまでもなく、直ちに危険箇所から離れ避難地等へ避難する等地域の実情に応じ、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。</p> <p>エ 地震発生時における避難行動の周知</p> <p>3 (略)</p> <p>24-9~14 (略)</p>	<p>等の発令基準を設定するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 山・がけ崩れ危険予想地域における予防措置 要避難地区のうち山・がけ崩れ危険予想地域については、次の予防措置を講ずる。 ア～イ (略)</p> <p>ウ 地震発生時における避難行動の周知</p> <p>3 (略)</p> <p>24-9~14 (略)</p>	<p>海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p>
41	<p>24-15 情報システムの整備 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時等において情報を迅速、かつ、的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう情報システムの高度化及び多重化を図る。また、関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。</p> <p>24-16 緊急輸送用車両等の整備 警戒宣言発令時又は地震発生時等において緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため車両の整備を図る。</p> <p>24-17 文化財等の耐震対策</p> <p>1 文化財等の耐震措置の実施</p> <p>2 安全な公開方法、避難方法の設定</p> <p>3 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時における連絡体制の事前整備</p> <p>4~6 (略)</p> <p>24-18 (略)</p> <p>第3編 地震防災施設緊急整備計画 第1章～第2章 (略)</p>	<p>24-15 情報システムの整備 災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう情報システムの高度化及び多重化を図る。また、関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。</p> <p>24-16 緊急輸送用車両等の整備 災害時において緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため車両の整備を図る。</p> <p>24-17 文化財等の耐震対策</p> <p>1 文化財等の耐震措置の実施</p> <p>2 安全な公開方法、避難方法の設定</p> <p>3 南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時における連絡体制の事前整備</p> <p>4~6 (略)</p> <p>24-18 (略)</p> <p>第3編 地震防災施設緊急整備計画 第1章～第2章 (略)</p>	

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
44	<p>第3章 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>東海地震等による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法の規定に基づく、地震防災緊急事業五箇年計画を実施する。実施に当たり目標として「磐田市地域目標（磐田市地震・津波対策アクションプログラム）」を策定し、その目標に即して地震防災上緊急に整備すべき施設等について実施する。平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画に<b>続き</b>、平成28年度から令和2年度までの第5次五箇年計画を策定し、実施している。</p> <p>第4章 （略）</p> <p style="text-align: center;">第4編 南海トラフ地震臨時情報への対応</p> <p>第1章～第2章 （略）</p> <p>第3章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>43-1～43-8 （略）</p>	<p>第3章 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>東海地震等による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法の規定に基づく、地震防災緊急事業五箇年計画を実施する。実施に当たり目標として「磐田市地域目標（磐田市地震・津波対策アクションプログラム）」を策定し、その目標に即して地震防災上緊急に整備すべき施設等について実施する。平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画、平成28年度から令和2年度までの第5次五箇年計画に<b>続き</b>、<b>令和3年度から令和7年度までの第6次五箇年計画</b>を策定し、実施している。</p> <p>第4章 （略）</p> <p style="text-align: center;">第4編 南海トラフ地震臨時情報への対応</p> <p>第1章～第2章 （略）</p> <p>第3章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>43-1～43-8 （略）</p>	<p>表記の修正及び時点更新</p>
50	<p>43-9 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(3) ガス</p> <p>ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。</p> <p><b>ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。</b></p> <p>(4)～(5) （略）</p> <p>43-10～43-14 （略）</p> <p style="text-align: center;">第4-2編 地震防災応急対策</p>	<p>43-9 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(3) ガス</p> <p>ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。</p> <p>(4)～(5) （略）</p> <p>43-10～43-14 （略）</p> <p style="text-align: center;">第4-2編 地震防災応急対策</p>	<p>南海トラフ地震臨時情報発表時、都市ガス供給は継続であり、緊急停止の措置を講じる体制は取らないため</p>

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
60	第1章 防災関係機関の活動 4 2 1-1～5 （略） 4 2 1-6 警戒宣言発令時の防災関係機関の活動 1 （略） 2 指定教協機関 (1)～(8) （略） (9) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社 重要な通信を確保するために必要な措置の実施 (10)～(11) （略） 3 （略） 第2章～第14章 （略）	第1章 防災関係機関の活動 4 2 1-1～5 （略） 4 2 1-6 警戒宣言発令時の防災関係機関の活動 1 （略） 2 指定教協機関 (1)～(8) （略） (9) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、 <b>楽天モバイル株式会社</b> 重要な通信を確保するために必要な措置の実施 (10)～(11) （略） 3 （略） 第2章～第14章 （略）	指定公共機関の新規 指定に伴う修正 （令和4年2月1日内 閣府告示第5号）
94	第5編 災害応急対策 第1章 防災関係機関の活動 計画の内容 5 1-1～5 1-2 （略） 5 1-3 静岡県及び防災関係機関 1～2 （略） 3 指定地方行政機関 (1)～(6) （略） (7) 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安本部、御前崎海上保安署） ア～ウ （略） エ <b>危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告等海上交通の安全確保に必要な措置</b> オ～ク （略） (8)～(12) （略） 4 指定公共機関 (1) 日本郵便株式会社（磐田市内の郵便局） ア （略）	第5編 災害応急対策 第1章 防災関係機関の活動 計画の内容 5 1-1～5 1-2 （略） 5 1-3 静岡県及び防災関係機関 1～2 （略） 3 指定地方行政機関 (1)～(6) （略） (7) 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安本部、御前崎海上保安署） ア～ウ （略） エ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告、 <b>水路の検測、応急航路標識の設置等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保</b> オ～ク （略） (8)～(12) （略） 4 指定公共機関 (1) 日本郵便株式会社（磐田市内の郵便局） ア （略）	「静岡県地域防災計画」の修正を反映
95	イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な	イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、 <b>災害予防及び</b>	「静岡県地域防災計

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
100	<p>対応に努める。                      (2)～(8) (略)                      (9) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社                      重要な通信を確保するために必要な措置の実施                      (10)～(12) (略)                      5～6 (略)</p> <p>第2章 情報活動                      52-1～52-3 (略)                      52-4 情報伝達的手段                      1～4 (略)                      5 いわたホットとライン、エリアメールによるメール配信                      52-5 (略)</p> <p>第3章 広報活動                      計画の内容                      53-1 磐田市                      1～3 (略)                      4 被災者の安否に関する情報の提供等                      市は、安否情報システム（消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システムをいう。）等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努めるものとする。                      また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県及び警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行う。                      53-2～53-3 (略)</p> <p>第4章 緊急輸送活動                      計画の内容                      54-1 (略)</p>	<p>発災時の迅速・適切な対応迅速・適切な対応に努める。                      (2)～(8) (略)                      (9) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、<b>楽天モバイル株式会社</b>                      重要な通信を確保するために必要な措置の実施                      (10)～(12) (略)                      5～6 (略)</p> <p>第2章 情報活動                      52-1～52-3 (略)                      52-4 情報伝達的手段                      1～4 (略)                      5 いわたホットと<b>メール</b>、エリアメールによるメール配信                      52-5 (略)</p> <p>第3章 広報活動                      計画の内容                      53-1 磐田市                      1～3 (略)                      4 被災者の安否に関する情報の提供等                      市は、安否情報システム（消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システムをいう。）等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努めるものとする。  <b>また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県及び警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行う。</b>                      53-2～53-3 (略)</p> <p>第4章 緊急輸送活動                      計画の内容                      54-1 (略)                      54-2 <b>市及び防災関係機関の緊急輸送</b>                      1 磐田市                      (1) <b>市の災害応急対策を実施するため必要な緊急輸送は市が行うことを原則</b></p>	<p>画」の修正を反映</p> <p>指定公共機関の新規指定に伴う修正                      (令和4年2月1日内閣府告示第5号)</p> <p>名称の変更による修正</p> <p>「災害時における安否不明者の氏名等の公表について(方針)」等による修正</p> <p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p>
103	<p>54-2 防災関係機関</p>	<p>54-2 <b>市及び防災関係機関の緊急輸送</b>                      1 磐田市                      (1) <b>市の災害応急対策を実施するため必要な緊急輸送は市が行うことを原則</b></p>	<p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p>

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
110	<p>防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は、災害対策本部に必要な措置を要請する。</p> <p>第5章～第6章（略） 第7章 避難活動 計画の内容 5 7-1 避難対策 1～3（略） 4 避難のための指示等(津波) (1) 指示等の基準 ア 市長は、津波による災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し、<b>基本的には避難指示を発令する。ただし、遠地地震に伴う津波については、必要に応じて高齢者等避難を発令する。</b></p>	<p>とする。</p> <p>(2) 市長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、輸送の内容に応じて、各計画に定めるところに従って県に対し必要な措置を要請する。</p> <p>(3) 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については県に準ずる。</p> <p>(4) 市は、管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。</p> <p>2 防災関係機関 防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は、災害対策本部に必要な措置を要請する。</p> <p>第5章～第6章（略） 第7章 避難活動 計画の内容 5 7-1 避難対策 1～3（略） 4 避難のための指示(津波) (1) 指示等の基準 ア 市長は、津波による災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し、<b>避難指示を発令する。</b></p>	<p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正</p>
111	<p>イ（略） ウ 知事は、災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって<b>避難指示又は高齢者等避難</b>の発令（以下「指示等」という。）をする。この場合、知事はその旨を公示する。</p> <p>エ（略） (2) 指示等の内容 ア 避難の指示等が出された地域名 イ～エ（略） (3) 指示等の伝達方法</p>	<p>イ（略） ウ 知事は、災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって<b>避難指示</b>の発令（以下「指示」という。）をする。この場合、知事はその旨を公示する。</p> <p>エ（略） (2) 指示の内容 ア 避難の指示が出された地域名 イ～エ（略） (3) 指示の伝達方法</p>	

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
125	<p>市長は、避難の指示等をしたときは、直ちに指示等が出された地域の住民に対して、同報系防災行政無線等により広報するほか、警察官、海上保安官、自主防災会等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。</p> <p>5～6 （略）</p> <p>7 避難地への市職員等の配置</p> <p>市が設定した避難地及び広域避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員（消防団員を含む。）を配置するものとする。また、必要により警察官の配置を要請する。</p> <p>8～11 （略）</p> <p>5 7－2 （略）</p> <p>第8章～第9章 （略）</p> <p>第10章 地域への救援活動 計画の内容</p> <p>5 1 0－1～5 1 0－8 （略）</p> <p>5 1 0－9 遺体の捜索及び措置</p> <p>1 （略）</p> <p>2 遺体の捜索及び措置の活動等 (1)～(3) （略）</p> <p>(4) 県への要請</p> <p>3 （略）</p> <p>5 1 0－1 0～5 1 0－1 2 （略）</p> <p>第11章 学校における災害応急対策及び応急教育 計画の内容</p> <p>5 1 1－1 （略）</p> <p>5 1 1－2 計画の作成</p>	<p>市長は、避難の指示をしたときは、直ちに指示が出された地域の住民に対して、同報系防災行政無線等により広報するほか、警察官、海上保安官、自主防災会等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。</p> <p>5～6 （略）</p> <p>7 避難地への市職員等の配置</p> <p>市が設定した避難地及び広域避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員（消防団員を含む。）を配置するものとする。また、必要により市職員は警察官の配置を要請する。</p> <p>8～11 （略）</p> <p>5 7－2 （略）</p> <p>第8章～第9章 （略）</p> <p>第10章 地域への救援活動 計画の内容</p> <p>5 1 0－1～5 1 0－8 （略）</p> <p>5 1 0－9 遺体の捜索及び措置</p> <p>1 （略）</p> <p>2 遺体の捜索及び措置の活動等 (1)～(3) （略）</p> <p>(4) 広域火葬</p> <p>大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合に火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。</p> <p>(5) 県への要請</p> <p>3 （略）</p> <p>5 1 0－1 0～5 1 0－1 2 （略）</p> <p>第11章 学校における災害応急対策及び応急教育 計画の内容</p> <p>5 1 1－1 （略）</p> <p>5 1 1－2 計画の作成</p>	<p>警察官の配慮を要請する主体の明確化</p> <p>「静岡県地域防災計画」の修正を反映</p>

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
129	<p>1 (略)</p> <p>2 応急教育</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 生徒等の心のケア</p> <p>生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒等の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画等を定めておくことが必要である。</p> <p>5 1 1 - 3 (略)</p> <p>第12章 被災者の生活再建等への支援</p> <p>計画の内容</p> <p>5 1 2 - 1 (略)</p> <p>5 1 2 - 2 実施事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市又は県が民間の協力を得て実施する事項</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 応急教育</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 生徒等の心のケア</p> <p>ア 生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒等の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画等を定めておくことが必要である。</p> <p>イ 各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。</p> <p>5 1 1 - 3 (略)</p> <p>第12章 被災者の生活再建等への支援</p> <p>計画の内容</p> <p>5 1 2 - 1 (略)</p> <p>5 1 2 - 2 実施事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市又は県が民間の協力を得て実施する事項</p>	<p>関係機関からの意見の反映</p>
131	<p>(2) 被災母子・寡婦世帯に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 貸付額 母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第7条に規定する額</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第13章 (略)</p> <p>第14章 防災関係機関等の講ずる災害応急対策</p> <p>計画の内容</p> <p>5 1 4 - 1 (略)</p> <p>5 1 4 - 2 ガス（サーラエナジー株式会社（浜松供給センター）、一般社団法人</p>	<p>(2) 被災母子・寡婦世帯に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 貸付額 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第7条に規定する額</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第13章 (略)</p> <p>第14章 防災関係機関等の講ずる災害応急対策</p> <p>計画の内容</p> <p>5 1 4 - 1 (略)</p> <p>5 1 4 - 2 ガス（サーラエナジー株式会社（浜松供給センター）、一般社団法人</p>	

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
134	<p>静岡県LPガス協会（西部支部磐田地区会）</p> <p>1 都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により <b>60カインを目途に</b>、ガスの供給を停止する。</p> <p>2～6 （略）</p> <p>5 1 4 - 3～5 1 4 - 8 （略）</p> <p>第15章 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策                      計画作成の主旨                      地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。                      計画の内容                      計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2章に定めるもののほか次のとおりとするが、平常時対策、<b>東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策</b>との整合性の確保に留意する。また、津波に関する具体的な安全対策、避難対策等に関する事項については、津波危険予想地域内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者に適用するものとする。</p> <p>1～2 （略）</p> <p style="text-align: center;">第6編 復旧・復興対策</p> <p>第1章～第9章 （略）</p>	<p>静岡県LPガス協会（西部支部磐田地区会）</p> <p>1 都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により、<b>各社が定める停止基準値を超えた場合は</b>、ガスの供給を停止する。</p> <p>2～6 （略）</p> <p>5 1 4 - 3～5 1 4 - 8 （略）</p> <p>第15章 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策                      計画作成の主旨                      地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。                      計画の内容                      計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2章に定めるもののほか次のとおりとするが、平常時対策との整合性の確保に留意する。また、津波に関する具体的な安全対策、避難対策等に関する事項については、津波危険予想地域内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者に適用するものとする。</p> <p>1～2 （略）</p> <p style="text-align: center;">第6編 復旧・復興対策</p> <p>第1章～第9章 （略）</p>	<p>関係機関の意見の反映</p> <p>東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p>

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
	第1章 総 則	第1章 総 則	
	第1節～第3節（略）	第1節～第3節（略）	
	第4節 用語の意義等 1～7（略）	第4節 用語の意義等 1～7（略）	
8	8 緊急事態応急対策等拠点施設 原災法に基づき指定される緊急事態応急対策の拠点となる施設で、御前崎市に設置され、通常オフサイトセンターと呼ばれている。 1～18（略）	8 緊急事態応急対策等拠点施設 原災法に基づき指定される緊急事態応急対策の拠点となる施設で、牧之原市に設置され、通常オフサイトセンターと呼ばれている。 1～18（略）	平成28年度移転による修正
	第9節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 1～5（略）	第9節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 1～5（略）	
	6 指定公共機関及び指定地方公共機関等 (1)（略） (2) 中日本高速道路株式会社（浜松保全・サービスセンター） 災害時の輸送路の確保	6 指定公共機関及び指定地方公共機関等 (1)（略） (2) 中日本高速道路株式会社（浜松保全・サービスセンター） ア 災害時の輸送路の確保 イ 避難退域時検査場所設置への協力	関係機関の所掌事務の明確化
	(3)～(11)（略） 7～8（略）	(3)～(11)（略） 7～8（略）	
	第2章 原子力災害予防対策	第2章 原子力災害予防対策	
	第1節～第9節（略）	第1節～第9節（略）	
	第10節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 1～5（略）	第10節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 1～5（略）	
23	6 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備 (1) 市は、国及び県と協力し、 <b>応急対策を行う</b> 防災業務関係者の安全を確保するため、防護服、防護マスク、直読式個人線量計、安定ヨウ素剤等それぞれの活動に応じた資機材をあらかじめ整備するものとする。 (2) 市は、 <b>応急対策を行う</b> 防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。	6 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備 (1) 市は、国及び県と協力し、 <b>被ばくの可能性がある環境下で活動する</b> 防災業務関係者の安全を確保するため、防護服、防護マスク、直読式個人線量計、安定ヨウ素剤等それぞれの活動に応じた資機材をあらかじめ整備するものとする。 (2) 市は、 <b>被ばくの可能性がある環境下で活動する</b> 防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換	防災基本計画の修正を反映

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
25	<p>7（略）</p> <p>第11節～第13節（略）</p> <p>第14節 防災業務関係者の人材育成 市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることによる原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する等、人材育成に努めるものとする。また、国、県及び防災関係機関と連携して、防災業務関係者に対し、次に掲げる事項等についての研修を、必要に応じて実施するものとする。</p> <p>1～10（略）</p>	<p>を行うものとする。</p> <p>7（略）</p> <p>第11節～第13節（略）</p> <p>第14節 防災業務関係者の人材育成 市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることによる原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する等、人材育成に努めるものとする。また、国、県及び防災関係機関と連携して、<b>被ばくの可能性がある環境下で活動する</b>防災業務関係者に対し、次に掲げる事項等についての研修を、必要に応じて実施するものとする。なお、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図るものとする。</p> <p>1～10（略）</p>	<p>防災基本計画の修正を反映</p>
26	<p>第15節（略） <b>（新規）</b></p>	<p>第15節（略）</p> <p><b>第16節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応</b> 核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を都道府県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。</li> <li>2 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。</li> <li>3 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安官の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置</li> </ol>	<p>防災基本計画に基づく修正</p>

